

(4) 海協連、移住会社統合の機運

移住不振の反省と批判

1959年（昭和34年）8月4日付の日本経済新聞には、

「海外移住の現状、減ってきた希望者、生活向上などの影響、政策再検討迫られる」という見出しで、

『狭い国土にたくさんの人口をかかえ込んでいる日本では、移住政策は雇用問題とからんでかなり重要視されている。このため政府はさきパラグアイと移住協定を結んだ（筆者注、昭和34年7月22日）ほかにブラジルとも同種の協定の締結を急ぐなど対外的な措置に本腰を入れる一方、国内でも8日から14日までを「海外移住促進週間」と名づけて、関係機関を後援して大いに“移住熱”をあおろうとしている。

しかし関係者の間では、移住者の送り出しが当面、大幅に促進される見通しはつかないことを指摘し、かえってこれを機会に移住行政を再検討すべきであるとの声も出てきているようだ。』

と前書きし、1952年（昭和27年）から、この年の6月まで31,400名近い移住者が、政府から渡航費を借受け移住したが、政府が昨年度を起点に移住五カ年計画を立て、昨年度1万人、本年度1万2千人、最終年度までには合計10万人の移住者を送出する努力目標を持っているにもかかわらず、今年6月末では1,352人を送出したにすぎず、その目標達成は困難……と述べ

さらに、政府の移住関係機関については

『主管庁はもちろん外務省で、農業移住者の募集、選考、訓練などの関係は農林省が、技術移住者の場合は労働省、建設省がそれ

ぞれタッチすることになっている。（中略）

海協連は国家の補助金で運営され、国家負担でなければならないような移住者の選考、募集、輸送、援助、啓発事業などを行い、移住会社（資本金13億円、うち民間資金5千万円、他は政府出資）は移住を促進するために必要な事業を商業ベースで行うことを目的とし、①土地の購入、分譲、造成②移住者および移住を促進する仕事に対する投融資などを事業の内容としている。

この両者は一応事業の性格が違うことにはなっているのだが、必ずしも限界がはっきりしていないので、出先機関同士でのトラブルなども起りがちだといわれる。

そこで「二つの機関による重複を避け、将来完全に一本化した方がいい」との意見が当然出てくるわけだ。」（傍線筆者）

この記事で明らかのように、移住者の減少（たとえ、それが外務省の努力目標に比較しての減少であっても）が関係者および世論の注目を浴び、それが移住実務機関への関心、評価、反省、批判に発展したわけで、しかもそれが海協連、移住会社設立後僅か4～5年で問題にされていることは注目に値する。

移住協定と海協連支部のステイタス （法的地位）

1954年（昭和29年）に海協連が、翌年移住会社が創立され、それぞれが関係諸国に支部ならびに現地法人、支店を設置したことは前述した。しかし、ここで問題になったのは海協連支部のステイタス（法的地位）である。これに関しては、「戦後の海外移住と移住業務のあと」（昭和41年5月、外務省中南米・移住局刊）に分りやすく説明してあるので、

そのまま引用させてもらおう。

海協連現地支部と移住振興会社現地機関とは、もちろん業務内容を異にする。しかし実際はそう割切られていない事情もあった。移住振興会社は土地を購入し、これを造成、分譲して移住者を入植させる業務のほか、現地における金融業務がある。ブラジルにおいては、いずれの業務を行うにしても法律の制約があるため、同国の法律に基づいて、2社（筆者注、ジャミック、イジュウシンコウ）を設立したものであるが、海協連支部の方はブラジルの法律に基づいて設けられたものでなく、所在地の在外公館の直接指導のもとに、その手足となって受入業務に従事する形になっていた。

しかし、海協連のそういうあり方は適当でないということで、これをブラジルの法律に基づくジャミックの移住あっせん部とすることにして、昭和34年6月から実施した。移住あっせん部に対し、会社本来の事業部門を事業部とする。即ち

ジャミック { 事業部…移住地の購入造成分譲
移住あっせん部…移住者の受入定着援助

しかし、こうはしたものの移住あっせん部の方は、依然として海協連本部の直接の機関であり、移住振興会社の現地機関である持分会社責任者の支配下にあるのではなかった。単なる看板の塗りかえである。事業部との間に人的交流も協力も望めなかったし、経理上の連絡もなかった。

そのうえ、両者職員の業務上の心組みには次のような相違があった。

「会社の出先職員は短期間で移動することが多いためか、事務処理が官僚的で移住施策に取り組む熱意が足りず、現地事情を十分理解せず、日本の処理を行おうとする傾向

があるのに対し、海協連支部職員は永年在伯する者が多いためか、現地事情にくわしい反面、日本国内の情勢や日本政府の事情等を真剣に考えることを怠り、ないしはこれを無視しがちである」（36年9月、在ブラジル大使館作成資料）

35年11月調印の日伯移住協定は、まだ発効に至っていないが、発効のあかつきには、日本政府はこの協定に基づく計画移住者の募集、選考等を実施する団体または機関を指定しなければならない。この関係からも、「JAMICと海協連支部の一体化と体制を強化するため、人的にも、機構・権限上も、根本的再検討を行ない、所要の施策を講ずると共に、IJYUSHINKOの融資活動の活発化をはかるための工夫を加えることを考えたい」と在ブラジル大使館から要望してきた。

要するに海協連支部の性格のあいまいさは業務上に種々の支障を来すのみならず、ひいては職員の士気にも影響し、さらに移住協定上の指定団体としての人格を確立するためにも、統一された強力な機関が必要であるというのである。

ドミニカ移住者、集団帰国の批判と反省

再び新聞記事（昭和36年8月12日、読売）による。

<ドミニカ漁業移民が“涙の帰国”、生活苦で三家族、裏切られた豊漁予想>

（あふりか丸で美濃部嘉一記者、11日発）

さる5月、本年第7次南米移民60家族、324人を乗せ、神戸港を出港、任務を終えた大阪商船の移民船あふりか丸（8,354トン）は22日に横浜港へ入港予定だが、この船に5年前、中米ドミニカ共和国マソサニリーオ湾に第1回漁業移民として移住した5家族32人のうち3家族20人が現地操業の

行きづまりから強制送還のかたちで寂しく乗船している。

さる31年9月、鹿児島県阿久根市阿久根漁協組の川畑太郎さん(45)ら5家族32人は、外務省と水産庁のきもいりで、第1回漁業移住者として花々しく神戸港を出帆、ドミニカ共和国の北西、ハイチとの国境にあるマンサニーリオに定住した。ところが予想したアジ、サバなどはいっこうにとれず、イソものばかりで、船や網などはすべて自前、買入れた資材の損傷補修と燃料代などで経費がかさみ、最初から全くとれないという窮状に陥った。(中略)

川畑さんら3家族は“第1回の漁業移民としてきたのだ。祖国日本の漁夫の名譽にかけても漁業を……”と歯をくいしばって操業を続けたが肝心の魚がとれないのでやむなく涙をのんで移民船あふりか丸に乗船、帰国することにしたのだという。

(以下略)

これは単に川畑さんなど3家族だけの問題ではなかった。

1956年(昭和31年)7月から、59年(34年)9月までに13回、249家族1,319人を送りこんだドミニカから、133家族604人が1961年(昭和36年)8月から翌年4月まで6回に亘って帰国した。いわゆる「ドミニカ移住者集団帰国」という、わが国移住史上でも類を見ない大事件に発展するのである。

「ドミニカ事件」がわが国の移住関係者に与えた衝撃は大きかった。マスコミはこれを悲劇として報道し、国会はその責任の所在をばげしく追及した。移住関係者は反省した。

当時の衆議院議員、海外移住審議会委員竹内俊吉は「ドミニカ移住失敗の原因」と題して、海協連機関紙「海外移住」(37年3月15日号)につぎのような論評を寄せている。

(前略)現在、移住行政は主に外務省と

農林省に分れており、移住地の調査・送
出・入植後の指導が外務省。国内の訓練、
選考、募集を農林省が担当している。農林
省は主に農業移住者の技術指導に重点をお
いている。企業移住者は通産省が担当し、
移住の目的によって、その管轄が違ってい
る。その他各県に移住業務の実施機関とし
て海外協会があり、また民間会社として移
住に必要な資金の貸付、移住地の造成を目的
として移住振興会社がある。このような官
庁団体によって移住行政が行なわれてき
た。しかし、今回のドミニカのように移住
行政がとりざたされて「移住行政の一本化
を計れ」という意見が出てくるのである。

もちろん、対外的には外務省一本という
ことになっているのだが、これを実際面
で一元化を主張することは無理なことだ
と思う。例えば外務省に農業や産業の技術
をもといてもそれは無理である。私は移
住行政を円滑にしていくためには、組織面
でなく運用面で統一を図ることが先決だ
と思う。ドミニカの問題は例外に属すべき
ものだが、行政上の責任はまぬがれない。
失敗の原因が何んであったか、事前調査
が十分だったかどうかなど議論されてい
るがそういう行政上の責任が、農林省に
あるか外務省なのかハッキリしない点
がある。

この行政官庁の多頭性は、戦後の海外
移住が開始された時からの、いわゆる「
多年の懸案」としてくすぶってはいたが、
「ドミニカ事件」という衝撃によって世
論を刺戟し、一挙に火の手が上がった
と見ることができる。

そして、この焦眉の急に迫られた政府は、
1962年(昭和37年)4月、海外移住審
議会に対し、「海外移住に関する基本的な
法律制定の基礎となるべき海外移住及び
海外移住行政に対する基本的考え方につ
いて」という総理大臣の諮問という処置
をとるに至ったのである。

その他の要因

以上のほか、海協連と移住会社統合の機運を作った要因は、いくつかあげられる。

例えば移住会社の営業成績の不振の問題である。1955年（昭和30年）8月20日に作成された会社の目論見書予想利益と実際の損益を比較してみると、

昭和年度	目論見書	実績
30	△ 4,090	△ 22,599
31	19,909	△ 52,576
32	66,968	△ 55,184
33	101,957	△ 47,406
34	141,424	△114,661

目論見書がいくつかの仮定によったデスクプランであるにしても、実績と比較すれば画餅に等しかったことが判然とする。この原因には不可抗力的要素もあるが、要するに移住金融の特殊性に対する当局者の認識が甘すぎたということに帰せられよう。累計赤字は34年度末ですでに2億9千万円、35年には4億9千万円、36年には6億3千万円、37年度には実に8億2千万円余に上ったのである。もしこのまま会社が営業を継続し、しかも欠損金を出さないようにするためには、債務者（移住者）に対する金利を引上げ回収を厳格に行ない、あるいは土地代金の値上げを実行せざるを得ない。しかしながら現実的にその実行は不可能である。そのためには商業的採算ベースによる株式会社を公社あるいは公団的な性格のものに改組せざるを得なかったのである。

さらにまた、海協連の性格組織自体にも問題があった。前述したように海協連は民法の規程に基づく公益法人で財団法人である。財団の基本財産は6百万円程度（年度により若干の増減あり）にすぎず、実際の運営費用は外務省（一部農林省）からの補助金でまかっていた。さらに寄附行為上では会員となっ

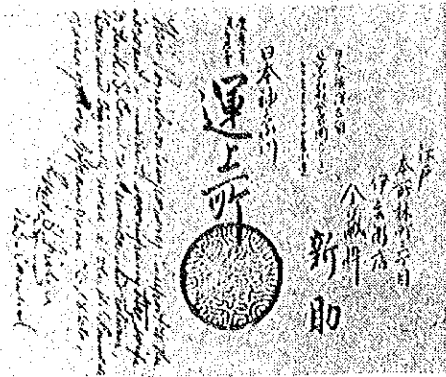
ている各県の海外協会（以下地協という）はすべて独自の会長を持ち、大部分は民法上の人格をもった法人である。

したがって、海協連会長は地協に対しての指揮命令の権限もなく、また地協はそれに服する義務もなかったわけである。そこでとまどうのは移住者である。地協の募集に応じて移住の申込をし、申込みをうけた地協はこれを海協連に推せんし、海協連はこれを選考して合否を決定する。

合格した移住者は外務省の移住あっせん所（神戸、横浜）に入り乗船渡航する。現地では海協連支部職員に出迎えられて、移住会社の入植地に入るといふ複雑な経路をとっていたわけである。一人の移住者が、異なった人格を持った取扱機関を転々とするわけで、これでは責任の所在もはっきりしない。国の内外を一貫した責任ある移住機関の体制が要望された大きな理由がここにもあった。

カナダ移住再開（1966年・昭和41年）アメリカ移住法改正（1968年・昭和43年）技術移住者増え、企業移住始まる（1970年・昭和45年）

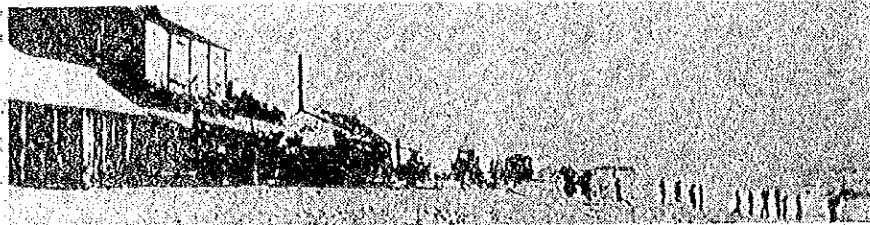




徳川幕府発行の印章 (欲券, 1866年)



カリフォルニア若松コロニー記念碑 (1969年)



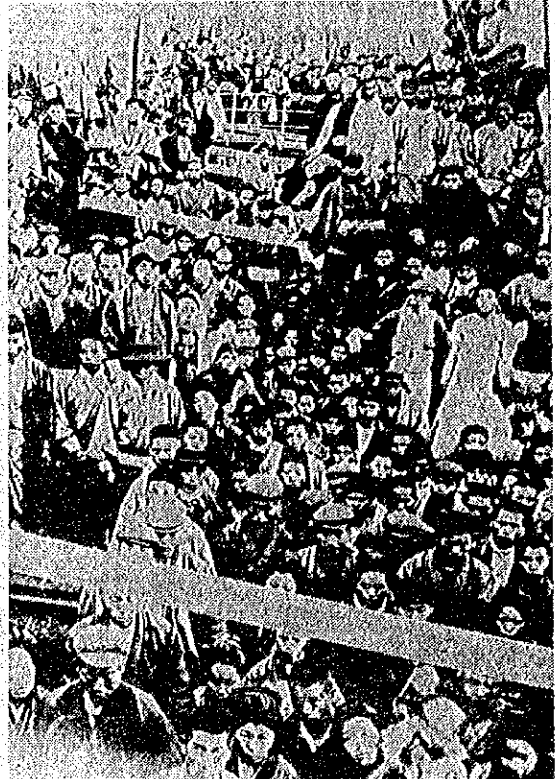
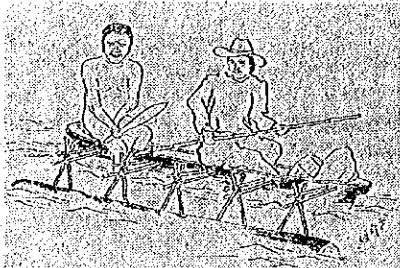
メキシコ、サンベイト港に上陸する榎本植民 (1896年)

ニューカレドニアに到着した日本人 (1892年)

幕末明治初期

外国人のあつ旋で
万里の波涛をこえた

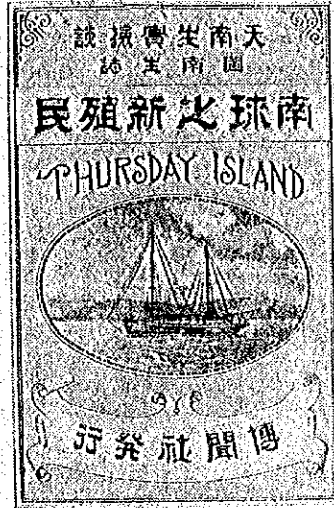
オーストラリアで活躍する日本人 (1860年代)





第 四 第

(明治26年7月)



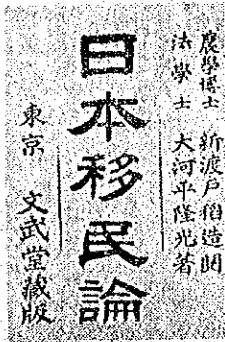
(明治27年7月)

南洋新殖の輸入資料
 南洋新殖の輸入資料
 南洋新殖の輸入資料

引手の業成米渡

大 大
 梓 店 書 協 岡

版 四 第 街 磨
 (明治36年2月)



(明治38年12月)



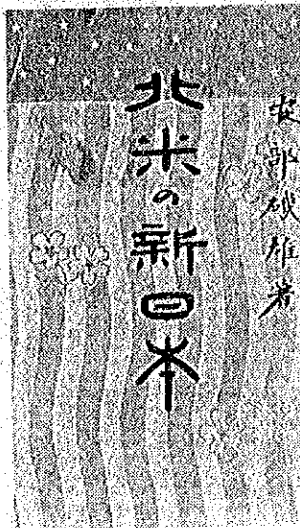
(大正3年3月)



一 策 政 民 植 本 日
 述 平 新 藤 後 爵 男

京 泰
 行 發 社 報 新 殖 拓

(大正10年10月)



(明治38年9月)

明治大正期の海外移住啓蒙書

明治四十一年四月廿七日 戸出報
明治四十一年六月十八日リノトス到着

笠戸丸 便

第一回西濱行移民名簿

かさど丸乗船名簿 (1908年)

舞樂而留國 渡船者心算

本會社ハ日本移民ニ適好ナル土地ヲ世界ニ探シ
キル結果南米舞樂而留國ノ最モ佳ナル土地ナリ
見テリ爾來我組ノ重役ハ前後二回此地ヲ踏査シ
タル結果同國ヤンバウロ州政府ト契約ヲ結ビ我
當國者ノ記号ヲ受ケ茲ニ同州官移民取扱ヲ開始
シタリ左レハ此際海外ニ成功ヲ期スル人々ハ左
記備忘書ニ親シ密カニ同州ノ事情ヲ察知シ爾後
渡船者心算書ニ從ヒテ速カニ其手續ヲ了セシム
ヘシ

③ サンパウロ州情況書

(一) サンパウロ州ハ如何ナル地所乎

サンパウロ州ハ南米舞樂而留國ニ位アル州ナリ
州ノ面積ハ約二百九十萬平方キロメツトナリ
州ノ人口ハ約一千二百萬ナリ
州ノ主要産業ハ咖啡ニ在リ
州ノ主要都市ハサンパウロニ在リ
州ノ主要産業ハ咖啡ニ在リ
州ノ主要都市ハサンパウロニ在リ

④ 如何ニシテ衣食住ヲ得ル乎

本州ノ移民一人ハ約五萬キロメツトニ在リ
州ノ主要産業ハ咖啡ニ在リ
州ノ主要都市ハサンパウロニ在リ
州ノ主要産業ハ咖啡ニ在リ
州ノ主要都市ハサンパウロニ在リ

⑤ 如何ニシテ將來ノ希望アリ乎

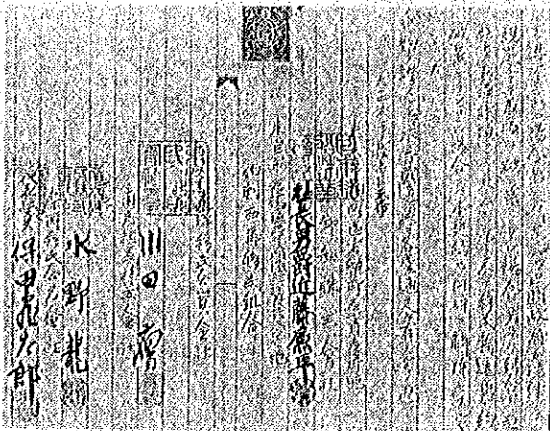
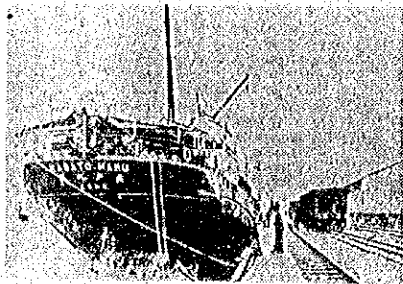
本州ノ移民一人ハ約五萬キロメツトニ在リ
州ノ主要産業ハ咖啡ニ在リ
州ノ主要都市ハサンパウロニ在リ
州ノ主要産業ハ咖啡ニ在リ
州ノ主要都市ハサンパウロニ在リ

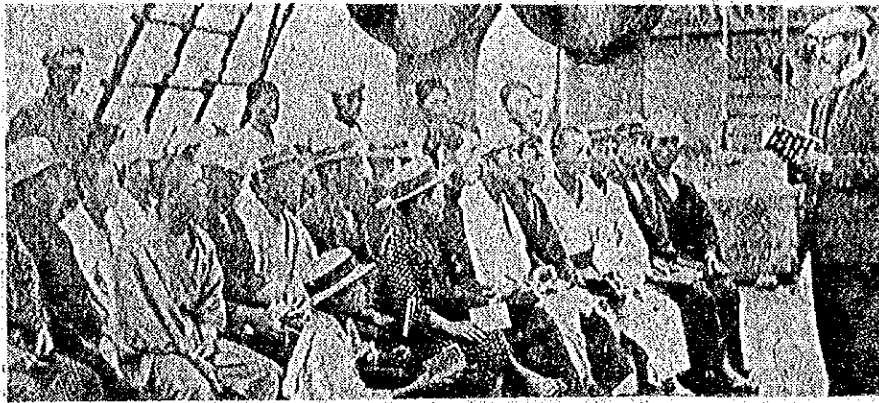
明治大正の移住

第1回ブラジル移住案内書 (1908年, 皇國移民会社)

移民会社と船会社の輸送契約書 (1910年)

サントス港のかさと丸 (1908年)





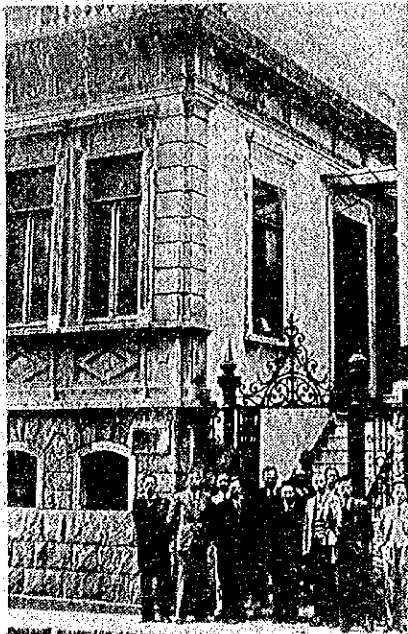
船上での講習会（昭和初期）



サントス移民収容所の日本人移住者（昭和初期）

昭和初期の移住

サンパウロ、ブラジル拓植組合本部（昭和初期）



ブラジル國行家族移植民案内

一、ブラジルはどんな国か

ブラジルは、南米大陸の東部にあり、その面積は日本の約十倍に達する。人口は約一億人あり、そのうち日本人は約十万人に達している。ブラジルは、資源が豊富で、農業が盛んである。特に大豆、小麦、砂糖、コーヒーなどが主要な産物である。ブラジルは、移民を受け入れる政策をとっており、日本人も積極的に移住している。ブラジルは、温暖な気候と豊かな自然環境を有しており、移民にとって魅力的な土地である。

二、移住地はどの方面か

ブラジルには、多くの移住地があり、その中でも、サンパウロ、リオデジャネイロ、ブラジリアなどが主要な都市である。また、農業地帯にも多くの移住地があり、特に大豆栽培地帯が盛んである。移住者は、都市部で働くか、農業に従事するかによって、移住地を選択する。ブラジルは、移民に対して様々な支援を提供しており、移住者の生活を助けている。移住者は、ブラジルで新しい生活を送り、家族を移住させることもできる。ブラジルは、移民にとって大きなチャンスを提供している。

三、どんな人が移住に適するか

海外興業園のパンフレット（1931年）



滿洲開拓青少年義勇隊
隊員寫真

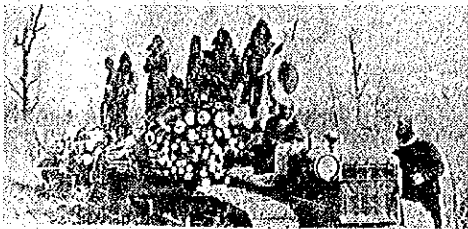
全國の志士者から選ばれた滿洲開拓青少年義勇隊は、茨城縣の内原訓練所にて、毎月間内地訓練を受け、毎三軍隊の様に現世止し、日課を行ふ。



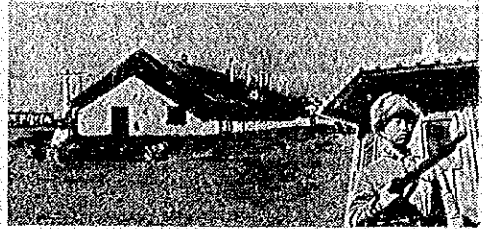
(内原訓練所の朝)



(大陸の花線訓練)



(先遣隊の越冬準備)



(現地の訓練所)



同七村がら、團となつて滿洲に渡り、そこに第一の村を建設する。九村は之に依つて農村更生を完成する。之が所謂分村計畫である。

滿州開拓



海協連発会式（昭和29年1月22日，東京如氷会館）

日本海外協会連合会
本会成立を中外に宣明
発会式に続き講演会盛況

（東京）日本海外協会連合会（以下海協連）の発会式は、二十一日（土）午後二時、東京如氷会館（東京市千代田区）で、大勢の来賓を前に、厳格な式典が挙げて行われた。式には、海協連の会長、理事、幹事、各協会の代表者、関係者、記者等、約二百名が出席した。式は、海協連の代表者による開会宣言、会長による演説、各協会の代表者による挨拶、海協連の発会宣言、海協連の発会歌の演奏、海協連の発会式完了の挨拶、で閉じた。式後、海協連の代表者は、各協会の代表者と懇談し、海協連の活動方針、活動計画、活動の進め方等について、懇話した。式は、大勢の来賓の熱意ある参加、大成功を収めた。

日本海外移住協会の発会式
正式設立活動を開始

（東京）日本海外移住協会（以下移住協）の発会式は、二十一日（土）午後二時、東京如氷会館（東京市千代田区）で、大勢の来賓を前に、厳格な式典が挙げて行われた。式には、移住協の会長、理事、幹事、各協会の代表者、関係者、記者等、約二百名が出席した。式は、移住協の代表者による開会宣言、会長による演説、各協会の代表者による挨拶、移住協の発会宣言、移住協の発会歌の演奏、移住協の発会式完了の挨拶、で閉じた。式後、移住協の代表者は、各協会の代表者と懇談し、移住協の活動方針、活動計画、活動の進め方等について、懇話した。式は、大勢の来賓の熱意ある参加、大成功を収めた。



移住協会発足を報ずる海外移住新聞
 （昭和30年9月20日号）

第一機に立て

（東京）日本海外移住協会（以下移住協）の第一機は、二十一日（土）午後二時、東京如氷会館（東京市千代田区）で、大勢の来賓を前に、厳格な式典が挙げて行われた。式には、移住協の会長、理事、幹事、各協会の代表者、関係者、記者等、約二百名が出席した。式は、移住協の代表者による開会宣言、会長による演説、各協会の代表者による挨拶、移住協の第一機宣言、移住協の第一機歌の演奏、移住協の第一機式完了の挨拶、で閉じた。式後、移住協の代表者は、各協会の代表者と懇談し、移住協の第一機の活動方針、活動計画、活動の進め方等について、懇話した。式は、大勢の来賓の熱意ある参加、大成功を収めた。

海協連発足を報ずる海外移住新聞
 （昭和29年3月20日号）

移住協会創立総会
 （昭和30年9月23日，東京会館）



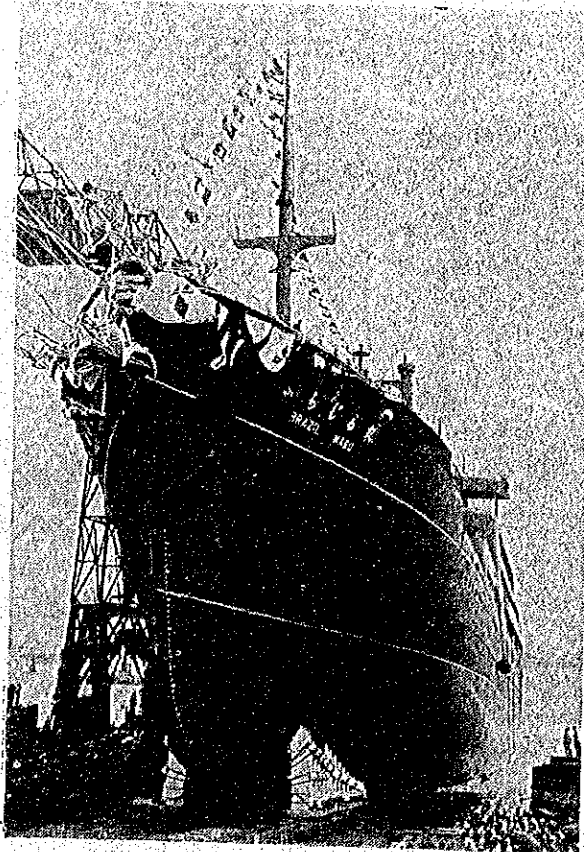


パラグアイへ集団移住開始
 (昭和30年4月26日、東京駅の北海道線)



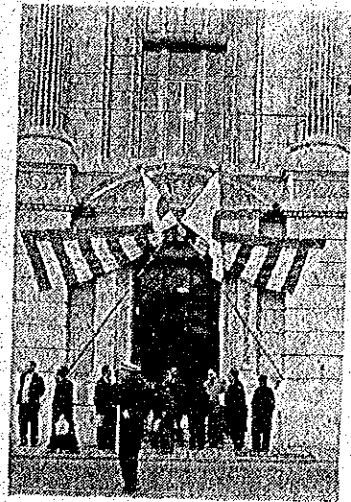
パラグアイとの移住協定締結
 (昭和34年7月17日朝日新聞)

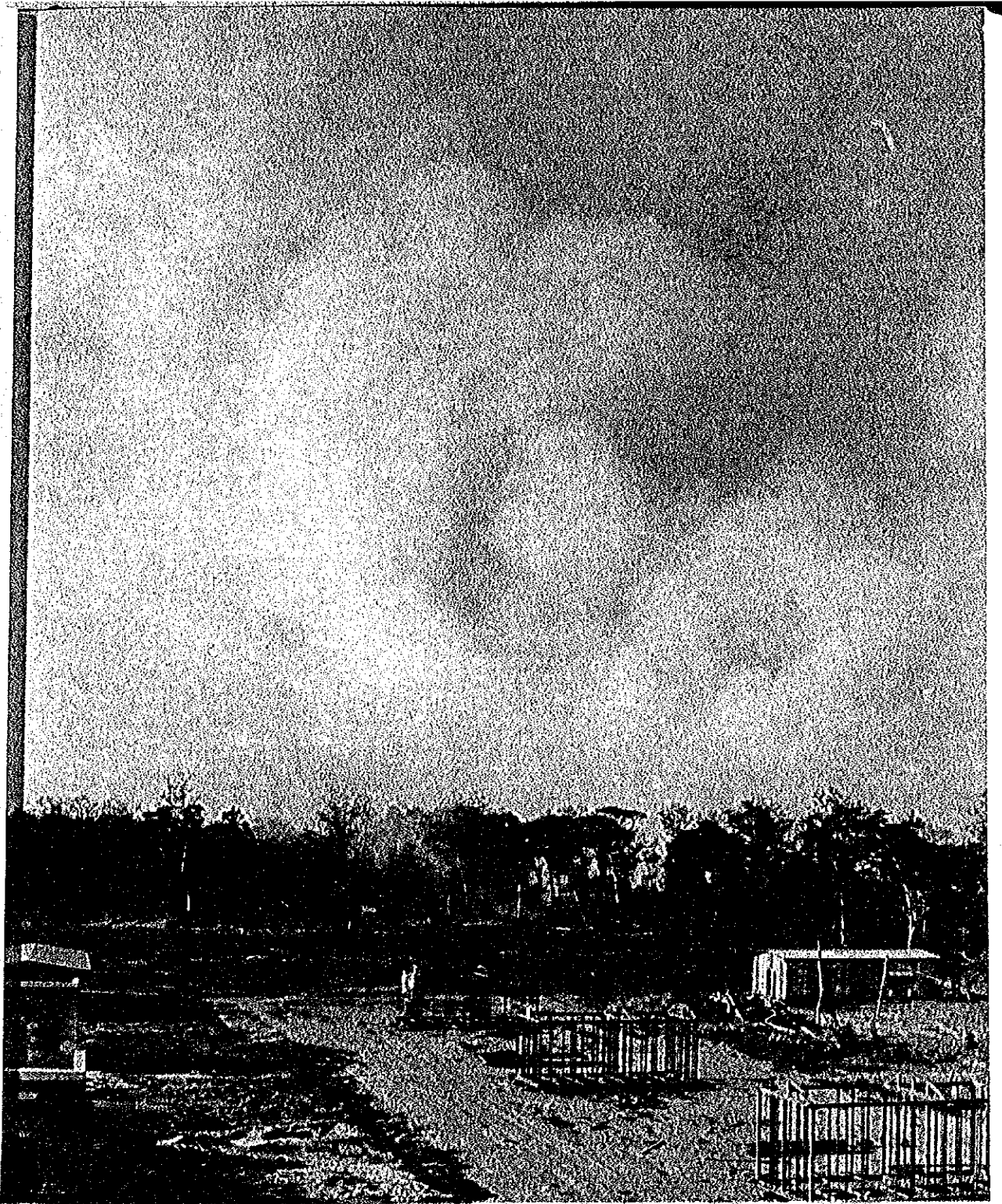
O.S.Kぶらじる丸進水 (昭和29年4月6日、神戸三菱重工)



ブラジルとの移住協定調印式
 (昭和35年11月14日、リネ・デ・ジャネイロ)

横浜移住特設所開所式
 (昭和31年3月1日)





ボリビア移住地の山焼き 撮影 小島 進

第II編 海外移住事業団10年の歩み

1. 新しい移住理念と内外一貫体制

(1) 移住審議会答申と海外移住事業団の設立

明治、大正、昭和初期の移住者取扱機関も、一再ならず転機を迎え、統合を経験している。移住者取扱機関の歴史は、統合の歴史でもあった。これについては第1編に略述した。海協連創立後8年、移住会社創立後7年を経た1962年（昭和37年）が、戦後移住の転換期になった。即ち、戦後、移住再開を促した要因は、農村の次三男対策、海外からの引揚者の帰国であり、深刻な人口問題であったが、戦後の目ざましい経済復興、それに伴う雇用人口の急激な国内吸収という国内情勢の推移とともに、むしろ将来における国内労働力不足が予測されるようになり、移住の政策理念の抜本的な再検討とその実施機関のあり方などについて、国会などにおいて真剣に論議されるに至った。

このような情勢の推移を背景として海外移住審議会は、1962年（昭和37年）4月、新しい移住と移住行政のあり方について、内閣総理大臣の諮問をうけ、延々8ヵ月におたる慎重審議を重ねた末、同年12月5日、意見をとりまとめ、答申書を提出した。答申書全文は資料篇に譲り、ここでは、そのポイントだけ摘記してみよう。

1. これからの海外移住は単なる労働力の海外移動ではなく、国民の潜在能力をフロンティアで開発し、日本および日本人の国際的声価を高めることにあること（人口問題解決の一環としての移住政策の否定）。
2. 国の移住者に対する姿勢は、国の事業に移住者が応募参加するのではなく、移住者に対して国が活動の場を紹介し、場合によりこれを造って与えるものであるが、移住決意の主体は移住者であること。
3. このため、移住希望者に対し適切な助言を行なう移住相談機能の整備充実、受入国への適応能力を高めるための移住形態に即応した渡航前、渡航中、渡航後の訓練の強化、渡航の経済的負担を軽減するための支度金給付、渡航費貸付、宿泊施設供与の継続とその合理的拡充、渡航初期における移住者の能力を超える事柄については原則的には相手国、補充的には日本側が現地援助（公道の建設、治安の保持、医療、教育、試験、研究、その他の公共施設の整備、農協助成等の本

来の援護のほか、現地融資および地元資金の貸出しのあっせんを含む)の供与等を行なうこと。

4. 以上の実施体制については、行政機構、公的実務機関および民間機関の相互補完的な機能が望ましく、行政機構は、現在所掌している実務的技術部門を公的実務機関の統合強化と相まってできるだけこれに委譲し、その事務内容を簡素化すること。また、強力な形でしかも責任ある移住政策を遂行するためには行政の一元化が必要であること。

5. 公的実務機関としては、現在移住実務機関が競合して、これに国の補助金が分散し、行政機構の多元性と相まって、事務の渋滞、国費の無駄、資金効率の低下、方針の不統一等の結果をもたらしているので、この際、海協連、移住会社の移住業務等国の補助金もしくは資金によるものについてはこれを統合し、事業団を新設すること(機能的に異なる移住金融を含め一元化すべきか否かについては、一元論と二元論あり)。

この答申書をめぐり、国内においては期せずして、主要な新聞社は挙って、その社説、論説などにおいて論評を加えた。

大勢は新しい視点に立ち、新しい時代に即応した政策理念を徹底すると共に、問題は、この高い理念を新しく発足する公的実務機関がいかに現実のものにし、地面につけるかの実施体制にあるという論調であった。

このような背景の下に、答申にもとづいて海外移住事業団法(昭和38年7月8日、法律第124号、以下「団法」という)が制定され、海協連、移住会社を統合し、その権利義務一切を継承して、1963年(昭和38年)7月15日、公的実務機関としての海外移住事業団(以下「事業団」という)が設立された。

(2) 内外機構の整備統合

a. 業務の内容と範囲

当事業団業務の内容と範囲は、団法第21条に列挙されているが、大雑把にいて、同条第1項第1号から第6号までが海協連継承業務であり、第7号から第11号までが移住会社継承業務である。

第21条 事業団は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- 一 海外移住に関する調査及び知識の普及を行なうこと。
- 二 海外移住に関し、相談に応じ、及びあっせんを行なうこと。
- 三 移住者に対して、訓練及び講習並びに渡航費及び支度金等の支給を行なうこと。
- 四 移住者の渡航に関し、宿泊施設の提供、引率その他援助及び指導を行なうこと。
- 五 海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行なうこと。
- 六 海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行なうこと。
- 七 移住者が入植するための土地の取得、造成、管理及び譲渡並びに取得のあっせんを行なうこと。
- 八 移住者及びその団体が海外において農業、漁業、工業その他の事業を行なうものに対して、その事業に必要な資金を貸し付け、及びその事業に必要な資金の借入れに係る債務について保証すること。
- 九 海外において農業、漁業、工業その他の事業を行なう者（移住者及びその団体を除く）に対して、その者が移住者をその事業に受入れることが確実であり、かつ、その受入れが海外移住の振興に寄与すると認められる場合に、その受入れに関してその事業に必要な資金を貸し付けること。
- 十 前9号に掲げる業務に付帯する業務を行なうこと。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するため必要な業務を行なうこと。（第2項以下省略）

本条第1項全体に解説を付することもないであろうが、次の点には、念の為注釈を付しておきたい。

- (a) 海協連時代の「募集」という用語が第2号の「あっせん」という用語に切り換えられたのは、前述のように、政策理念転換の反映に外ならない。
- (b) 移住会社時代の「移住地」という用語が、第7号の「移住者が入植するための土地」、略して「入植地」という用語に改められたのは、立法過程における法制局の示唆によるものであり、たしかに英語の colony、西語の colonia、葡語

の núcleo colonial にも対応する概念としてもその方が適切といえるであろう。

「移住地」という用語は、戦前の「ブラ拓」が最初に用いたものと思われ、それ以前は「イグアッペ植民地」「平野植民地」のように「植民地」という原語に即した用語が使われていた。しかし移住地という用語が親しまれているため、今でも「移住地」が慣用されることが多い。(本書でもこの慣用語に従った部分もある)

(c) 第10号の業務は、「付帯業務」と通称され、現在のところ、具体的には、第7号に付帯するものとして、未分譲地の土壌浸蝕を防ぐための被覆作物栽培とか移住者の現地到着に先立つ受託伐開などがこれに該当している。しかし、現行業務に限定されるものでなく、必要に応じ第1号から第9号に至る業務に付帯する業務ならばこれに該当するという幅を持っている。

(d) 第11号の業務は、「特殊業務」と通称され、現在のところ、具体的には、奥地移住者の営農改善、定着安定に関連する直営牧場事業(「ブラ拓」から引き継ぎの「チエテ牧場」およびバルゼア・アレグレ入植地における「バルゼア牧場」)、入植地の生産物の出荷調整、有利な販売を行なうため農協等に賃貸される直営倉庫(パラグアイ国エンカルナソン市およびボリビア国サンタ・クルーズ市に各2棟所有)、移住者の生産物の加工事業への出資(「日本イタプア製油投資株式会社」への出資)等がこれに該当する。これも、「付帯業務」と同様、団法第1条の目的を達成するためならば、必要に応じ、その範囲を拡大し得る含みを持っている。

b. 機構の推移

(a) 本部機構

当事業団本部の事務所は、前述のように、当初、海協連、移住会社の両法人が、酒造会館ビル(東京都港区芝田村町1丁目8番地、「海協連」が4階、「移住会社」が5階を賃借)に、昭和37年7月以降、それぞれの事務所を移して統合を待機していた関係上、そのまま同ビルにおいて、昭和38年7月15日発足したが、人心の刷新上、同年8月25日、信和ビル(東京都港区赤坂田町7丁目1番地、6～9階)に移転、ついで昭和41年5月1日、住友生命四ツ谷ビル(東京都新宿区本塩町8丁目2番地、5～6階)に移転、面目を一新して、現在に至っている。

設立当時の役員は、次のとおりである。()内は主な前職を示す。

理事長 廣岡 謙二(石川県知事, 警視総監)

- 理事 柏村 信雄（警察庁長官）
 // 山中 俊夫（サン・フランシスコ総領事）
 // 太田 亮一（大蔵省財務調査官）
 // 丸山 幸一（農林省農政局参事官）
 監事 塩谷 隆雄（首都高速道路公団監事）
 // 後田 正大（会計検査院参事官）

本部機構は、規程第1号として、1963年（昭和38年）8月15日、組織規程を制定し、5部13課1室をもってスタートを切ったが、第1図に示したように、その後諸般の事情により、4次におたる改正を経て、1967年（昭和42年）6月1日以降現在に至っている。それぞれの改正段階で、より効率的な業務の遂行、分掌の適正化を図りつつ、現行の5部10課3室の体制に落ち着いたわけである。傾向としては、当初の機能主義、地域主義の混合体制から機能主義中心へと絞られてきたといえよう。

現行本部機構を団法第21条の規定と関連づければ、同条第1項第1号の業務が総務部（調査室）、業務第1部、業務第2部の担当、第2号、第3号、第4号の業務が業務第1部の担当、第5号、第6号、第11号の業務が業務第2部の担当（第11号の「特殊業務」については、生産物の加工事業に対する出資と管理のみ、業務第2部営農課が担当、その他は業務第3部事業課）、第7号、第8号、第9号、第11号の業務が業務第3部の担当、以上の業務遂行に係わる一般管理業務が総務部、財務部の担当となっている。また、以上の縦割の業務区分のほか、必要に応じ、委員会等により、部課間の横の連絡をとっている。

本部機構の構成は、第1図下段のように、理事長を頂点とする業務執行機関、監事による監査機関のほか、団法第19条、第20条にもとづき理事長の諮問機関として、委員15人以内で構成する運営審議会が置かれ、業務の運営方針、予算編成方針、事業計画予算および資金計画等について審議を行なうことになっている。

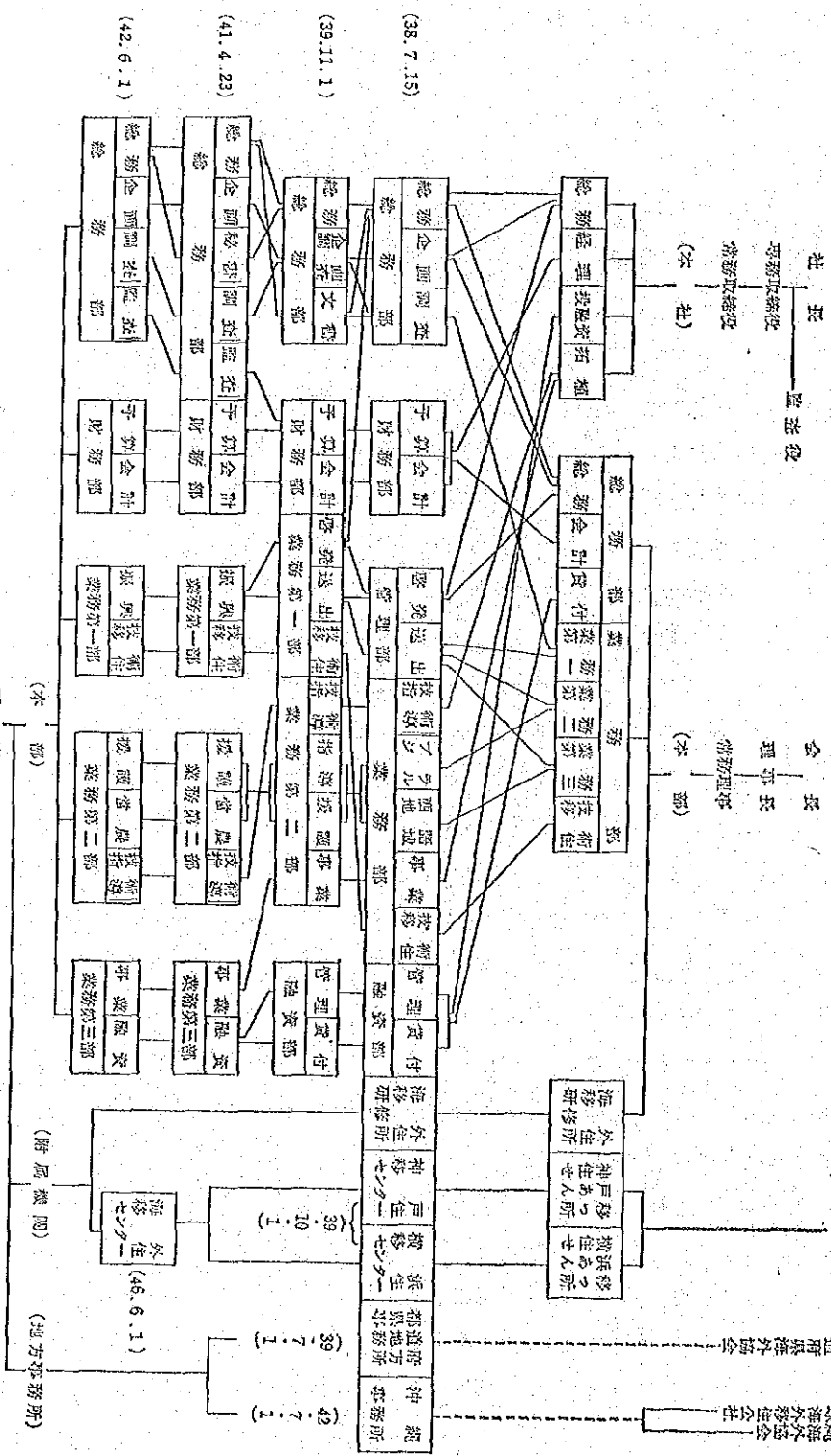
設立当初の運営審議会委員は次の諸氏である。

- 会長 安東 義良（元駐伯大使）
 委員 神野 正雄（BIAC 事務総長）
 // 緒方 信一（日本育英会理事長）
 // 江村 英雄（大阪商船（株）取締役）
 // 寺園 勝志（鹿児島県知事）

移住振興株式会社

海外振興委員会

外務省



第1図 国内機構の推移

- // 石坂 繁 (熊本市長)
- // 守田 雪雄 (全国町村会副会長)
- // 一楽 照雄 (農協中央会常務理事)
- // 増田 盛 (元農林水産会議事務局長)
- // 田中 彦蔵 (日本商工会議所国際部長)
- // 勝沼 晴雄 (東大医学部教授)
- // 竹内 清隆 (NHK 社会部長)
- // 小南みよ子 (海外移住婦人ホーム常務理事)
- // 小倉 豊 (全国地方海外協会連合会副会長)
- // 天野 久 (日本海外移住家族会連合会副会長)

(b) 地方事務所と附属機関

中央の体制造りが一段落した創立1年後の1964年(昭和39年)7月1日、従来、国内各都道府県において第一線の啓発、相談実務を担当してきた地方海外協会の業務と人員を統合して、当事業団が全国46都道府県に地方事務所を設置した。事務所は、従来の地方海外協会と同様、所在県庁のなかに設置された。統合ではあるが、海協連、移住会社の当事業団への統合とは異なり、法人たる地方海外協会の権利義務一切を承継するものではなく、その人員と業務との引き継ぎであった。因みに、36県では、依然として、法人としての地方海外協会が残存しているが、これらは、当事業団地方事務所の機能とは重複しない形で存続しているものであり、移住実務の一元化という趣旨に矛盾するものではない。地方事務所の人員は、一県あたり平均3.3人、統合時の機構の整備によって、東京本部(104人)、地方事務所(152人)、在外支部(175人)の人員構成になった。統合後は、本部、地方事務所、在外支部の人事交流が重ねられ、内外を一貫して歯車を噛み合わせる有機的な運営が漸次輪郭をなしていった。

地方事務所設置に引き続き、同年9月30日、外務省神戸移住あっせん所(神戸市生田区山本通3丁目120番地)および横浜移住あっせん所(横浜市磯子区中根岸町3丁目304番地)が、当事業団に移管され、同年10月1日から、それぞれ「神戸移住センター」、「横浜移住センター」と改称し、当事業団附属機関として新発足した。「横浜移住センター」の方は、1961年(昭和36年)6月21日に完成した新しい建造物であるが、「神戸移住センター」は、1928年(昭和3年)、内務省社会局所管「神戸移民収容所」として設立され、昭和4年、拓務省へ移管、昭和7年、「神戸移住教養所」に

改称、昭和16年、戦時のため閉鎖、南方要員のための錬成所等に使用、昭和20年、大東亜省から外務省に移管（引揚援護会等により、外地引揚者の宿泊施設あるいは入国管理庁等が使用）、昭和27年10月「神戸移住あっせん所」として再開されたもので、そのまま、昭和の移住史の変遷を物語る由緒ある建物である。当事業団に移管されて約7年後、移住者の量より質への移行の時代とそれに伴う事務の合理化の大勢を反映し、1971年（昭和46年）5月31日、「神戸移住センター」は閉鎖され、敷地所有者の神戸市へ譲渡移管されたが、移住の1つのエポックを劃する感があり、時代の趨勢とはいえ、一抹の淋しさを禁じ得ないものがある。同年6月1日「横浜移住センター」を「海外移住センター」と改称、全国移住者の渡航の窓口は、従来の西日本と東日本の二元化体制から横浜に一元化されることになった。

当事業団の付属機関としては、「海外移住センター」のほか、「海外移住研修所」がある。ブラジル、アルゼンチン等へ農業移住者として渡航希望の青年を対象に、営農技術、語学、現地事情等の訓練、講習（半年コースと1カ月コースあり）を行なう施設である。海協連時代、昭和35年3月に、赤城山麓の現住所（群馬県勢多郡宮城村大字赤城山溝の口2087）で発足したが、やや交通不便のため、昭和41年11月、愛知県豊橋市の愛知県開拓指導所（愛知県豊橋市西幸町浜地333）を借用して移転、「豊橋訓練センター」と改称、赤城山麓の方は一時閉鎖したところ、豊橋市から敷地返還の要請あり、昭和43年7月13日より昭和44年7月3日に至る期間に赤城山麓の施設を増築、昭和44年7月末に再移転、8月14日開所式を行ない現在に至っている。

最後に、沖縄移住業務引き継ぎとそれに伴う当事業団沖縄事務所の開設について特記しておく。

1966年（昭和41年）5月9日、東京で開催された第9回日米協議委員会において、——沖縄住民に対する日本国旅券の発給および在外沖縄住民の保護は日本国が当ること、沖縄住民の海外移住については、日本政府と当事業団がこれに当ること——について原則的な合意が成立した。その後、外務本省が、この合意にもとづく事務折衝を在京米国大使館と行なった結果、移住関係として、南方連絡事務所に移住担当官を派遣し移住業務を行なうこと、当事業団が沖縄に事務所を設置し、本土において行なっていると同様の啓発、調整活動を実施することについて合意が得られ、翌年2月2日、在京米国大使館との間でその合意事項を確認するための口上書の交換が行なわれ、同年3月10日付移住第90号による外務省中南米・移住局長発当事業団理事長宛公信をもって、同年7月1日に当事業団沖縄事務所の開設方通報があった。沖縄事務所の開設

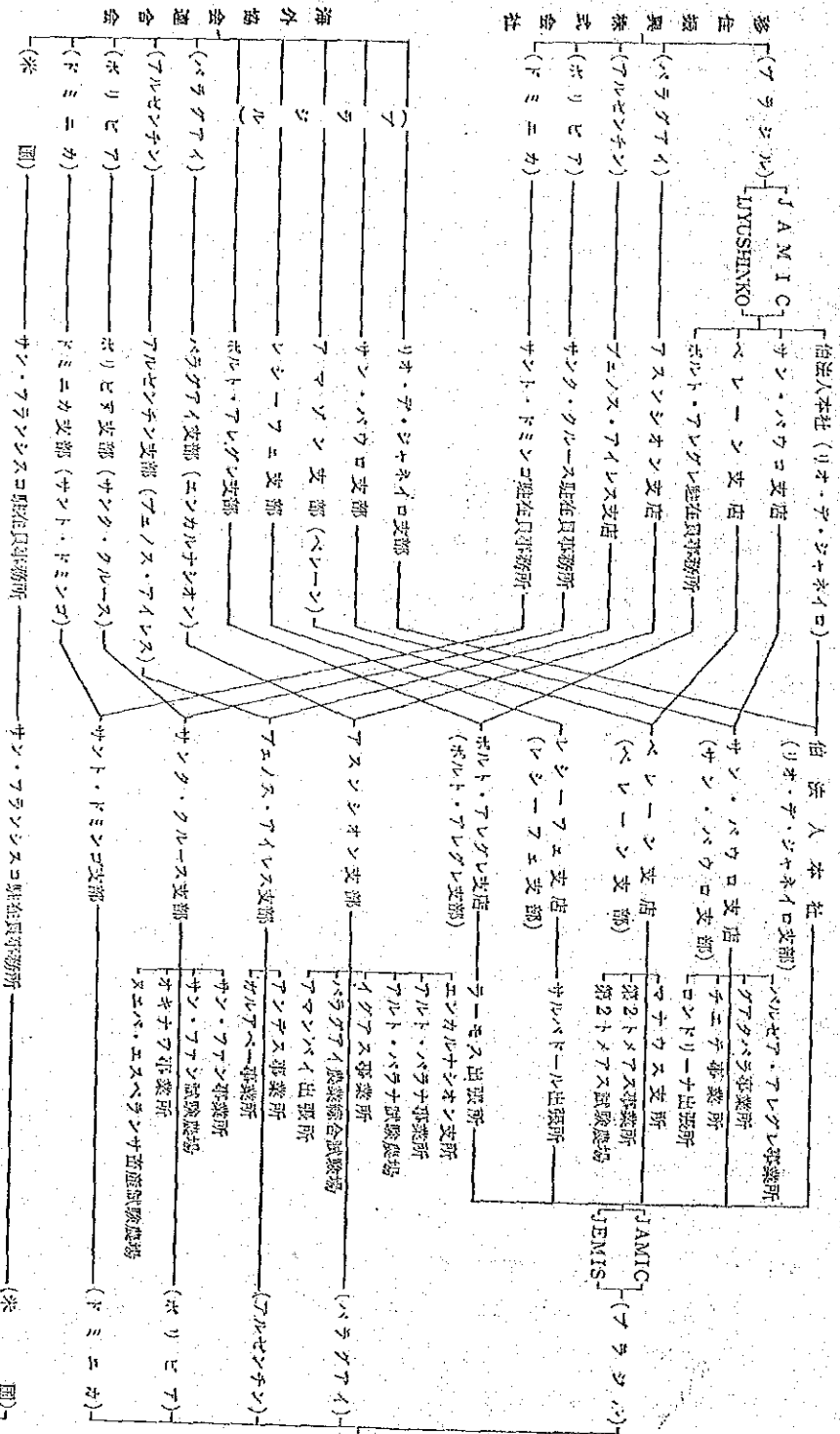
は、当初、同年4月1日を予定していただいたが、沖縄サイドにおける琉球海外移住公社廃止法案成立の見通し、42年度予算編成の遅延等の関係から3カ月延期になったものである。

沖縄サイドにおいて、1967年(昭和42年)6月30日付立法第18号「琉球海外移住公社を廃止する立法」、立法第19号「海外移住事業団に対する政府所有財産等の無償貸付及び所得税等の非課税に関する立法」が公布され、翌7月1日、予定どおり、当事業団沖縄事務所が発足し、琉球海外移住公社の業務のすべてと沖縄海外協会の業務の一部を引き継ぐことになった。初代所長には、琉球政府農林部長翁長林正が就任した。沖縄の本土復帰より一足先に移住業務が本土復帰したわけである。

(c) 在外機構

在外の機構については、相手国の法制、政策、意向を汲み、相手国からなんらかの形における認可を取り付ける必要があるため相手国の諸規制と調整しながら、どこまで当事業団の意図する在外機構作りを貫けるか、どこまで自主性を通せるかが、問題になる。理想としては、団法という特別法にもとづく特殊法人としての当事業団の公的性格に見合う在外機構が、そのまま相手国から認許されればそれに越したことはないのだが、とにかく、外国公法人の認許には、どこの国でも、なんらかの制約があるものである。

当事業団設立時の規程第1号である、前記の組織規程別表第4では、相手国からの認可取付とは別に、内部組織として、中南米代表部(在ブラジル国グワナバラ州リオ・デ・ジャネイロ市)およびサン・パウロ支部(ブラジル国サン・パウロ州サン・パウロ市)、ベレーン支部(ブラジル国パラ州ベレーン市)、レシーフェ支部(ブラジル国ペルナンブコ州レシーフェ市)、ポルト・アレグレ支部(ブラジル国リオ・グランデ・ド・スール州ポルト・アレグレ市)、アスンシオン支部(パラグアイ国アスンシオン市)、ブエノス・アイレス支部(アルゼンチン国ブエノス・アイレス市)、サンタ・クルース支部(ボリビア国サンタ・クルース市)、サント・ドミンゴ支部(ドミニカ国サント・ドミンゴ市)の8支部ならびにサン・フランシスコ駐在員事務所(アメリカ合衆国カリフォルニア州サン・フランシスコ市)の名称、位置、分担地域を定めた。この内部組織としての支部の名称は、第2図の示すように、どちらかといえば、海協連のそれを引き継いでいるが、名称については、パラグアイ支部、アマゾン支部のように国名、地域名をとっていた支部の呼称は、アスンシオン支部、ベレーン支部



第2図 在外機構の推移

中前米代表 海外移住事業団(本部)

のように所在市名に改めた。

これらの内部機構としての支部が、相手国から認許されて後、スタートを切るのが本来であるが、在外業務は、海協連、移住会社の流れが続いており、その流れを止めるわけにはいかなかった。従って、現地向には、依然として、海協連、移住会社が併存しているような形で運営しなければならない過渡期間があった。スペイン語地域の支部は、過渡期間を経過後、内部組織の支部が相手国政府よりも認許されるようになったが、ブラジルでは、法制上の制約のため、現在でも、日本向にはサン・パウロ支部、ブラジル向には現地2法人のサン・パウロ支店というような使い分けが行なわれている。勿論、2法人といっても、別々に事務所を持っているわけではなく、同じ事務所に2つの看板がかかっているものであり、職員も同じだから、実体的には一つである。以下に、相手国別の支部ステイタスの形成経緯を辿ってみる。

(ア) ブラジルの支部

前述のように、移住会社はジャミック、イジュウシンコウの2法人の本支店、海協連各支部は所在地により大使館もしくは総領事館のなかに事務所を設置（ブラジル側からは非公認のため、日かげの存在）、中途から両者の協調のため、海協連各支部長がジャミックの出資社員（socio）に加わり、ジャミックあっせん部が設置されて、両者を結ぶハイブンになった。ただし、前述のように、この措置によって、両者の結びつきが密接になったとはいえなかった。

当事業団創設前から、ブラジル組織のあり方について次の3つの構想があった。

構想というよりも、次の3つのうちの1つの選択があったという方が妥当かも知れない。

1. 移住会社の2法人を解散し、事業団の外国公法人格をブラジル政府に認許してもらい、支部を設置する。
2. 2法人のほかに、移住者のあっせん、援護事業、営農指導を担当する公益法人を新設して、対比的には3本立にする。
3. 2法人のなかに海協連支部を吸収し「ジャミック」定款を改正して、事業目的のなかに、あっせん、援護事業を追加する。

この3案のうち、1の構想があるべき姿ではあるが、ブラジルは外国法人格を減多に認許せず、単なる情報蒐集、PR機関の出先や相互主義にもとづく外国銀行の支店

に若干の前例はあるが、その認許は、本国の親法人の定款の内容を検討の上、その定款にもとづくブラジル国内の業務を認めるという、大統領、主務大臣の連署する政令 (Decreto) の公布をもって行なわれるものである。当事業団の場合、一般事業体の定款に相当するものは団法であるが、団法第21条第1項第7号の土地の取得、造成、管理、分譲の業務は、ブラジル民法序法第11条 (注・民法序法は、日本の法例に相当する国際私法規定) が外国公法人によるブラジル国内における不動産取得を禁じているので、これに抵触することを免がれない。従って、当事業団自体の直接の支部設置は無理とみなければならず、現地法人による間接進出方式によらざるを得なかった。

2. の構想は、当事業団発足直前に、海協連サンパウロ支部長より海協連本部宛申中のあったもので (昭和38年6月10日付 XSP 第67号) ブラジルにおいて、ジャミック、イジュウシンコウ、従来海協連業務を1つの組織のもとに1本化することは全く不可能であるから、日伯移住協定第19条に鑑み、海協連業務を、1935年 (昭和10年) 8月28日付政令91号にもとづく公益法人を別途新設しそこに吸収することを提案してきた。この構想は、今日の観点からみれば最も現地法制の実態に即したものであり、たとえブラジル向には3本立でも、内部的には支部として一本化する方式をとれたであろうが、当時の内外一貫体制確立の風潮には合致しないものがあり、実現しなかった。しかし、現在でも、この3法人案に代わるものとして、「ジャミック」のなかに援護業務を別途経理する特別会計を設置して、課税対象となる企業会計の圏外に置くという構想が、検討されている。

結局、現実との妥協という形で、3. の移住会社時代の現地2法人をそのまま活用するという線に落ち着いていることは前述のとおりである。従って、ブラジルにおいては、表向き機構の改革はなく、ジャミックの出資持分、イジュウシンコウの出資証券が、移住会社から当事業団へ名義変更になったこと、ジャミックの定款 (注 Contrato Social, 直訳すれば、有限責任社員同志の「持分契約」) のなかにあっせん援護業務が加えられたことに止まる。また、ジャミックもイジュウシンコウも、レンソーフエ、ポルト・アレグレに支店を持っていなかったため、時間的なずれはあったが、それぞれ支店を設置した。ジャミックのポルト・アレグレ支店が1965年 (昭和40年) 12月30日、レンソーフエ支店が1968年 (昭和43年) 5月10日、イジュウシンコウのポルト・アレグレ支店が1967年 (昭和42年) 5月5日、レンソーフエ支店が1968年 (昭和43年) 11月7日にそれぞれ開設された (支店登記年月日による)。

ジャミックの場合は、定款の改正とその登記をもって支店設置が可能であるが、イ

ジュウシンコウの場合は、ブラジル中央銀行の監督、統制下におかれており、支店設置、役員改選の都度、株主総会の決議を添えて中央銀行の承認を仰がねばならない。しかも、1964年の軍事革命以降のインフレ収束、経済開発計画の一環として、大衆の貯蓄推進、貯蓄・投資の安全性確保のため、ブラジル政府は、金融機関の資本充実の施策を打ち出してきた。それは店舗数に見合う増資義務を課するものであり、このため一般では金融機関の整理統合が行なわれたが、性格が特殊で合併の相手がないイジュウシンコウは、単独で増資義務に応じなければならなかった。

このために、レンソフェ、ポルト・アレグレ支店の開設が、予想以上に延引してしまっただけであるが、その増資義務免除交渉の過程において、中央銀行がイジュウシンコウの特殊性を認識するに至り、「ジェミス金融援助株式会社 (JEMIS—Assistência Financeira S. A.)」へと発展改組することになった。その経緯についてはイジュウシンコウの資本金の推移と共に語らなければならない。

イジュウシンコウ資本金推移 (単位 クルゼイロ 括弧内は円額)

払込年月	当初資本金	増資額	新資本金	備考
設立時、昭31 (1956) 7	(48,278,290) 10,000.00		(48,278,290) 10,000.00	
第1次増資、昭35 (1960) 9		(77,814,486) 40,000.00	(126,092,776) 50,000.00	株式会社改組時の増資
第2次増資、昭38 (1963) 3		(20,420,719) 30,000.00	(146,513,495) 80,000.00	
第3次増資、昭39 (1964) 4		(62,400,000) 78,000.00	(208,913,495) 158,000.00	1963.12.2 日付スモック回章86号の義務履行
第4次増資、昭39 (1964) 10		(30,254,356) 59,000.00	(239,167,851) 217,000.00	1964.3.4 日付スモック回章90号の義務履行
第5次増資、昭41 (1966) 9		(77,195,237) 873,000.00	(316,363,088) 1,090,000.00	{1965.12.7 日付中銀回章18号} {1965.12.20 日付中銀回章21号}の義務履行
計	(48,278,290) 10,000.00	1,080,000.00		

イジュウシンコウの現地融資資金は、本部のイジュウシンコウに対する貸付金をもって調達することを基本方針としていたから、移住会社時代、資本金は管理費引当、事業団になって管理費が交付金支弁になってからは、ブラジル側の強制する増資義務履行という受身的な増資が行なわれ、その結果、資本金も現地融資資金に引き当てられることになったのである。しかし、ブラジル側の要求する増資義務は、下表に対照したように、年々エスカレートしてきた。

ブラジルサイドからみれば、たしかに、一般金融機関の自己資本の充実は望ましいことに違いないが、当事業団からの資金供給に全面依存しているイジュウシンコウの

信用金融会社の増資義務推移

(単位: クルゼイロ)

店 別	1963. 12. 2日付 スモック回章86号	1964. 3. 4日付 スモック回章90号	1965. 12. 7日付中銀回章18号 1965. 12. 20日付中銀回章21号	1967. 5. 22日付 中銀決議第56号
リオ・デ・ジャネイロ本店	50,000.00	50,000.00	500,000.00	2,000,000.00
サンパウロ支店	36,000.00	56,000.00	400,000.00	1,600,000.00
ベレーン支店	20,000.00	31,000.00	75,000.00	400,000.00
レシーフェ支店	26,000.00	40,000.00	} ※ 115,000.00	400,000.00
ポルト・アレグレ支店	26,000.00	40,000.00		960,000.00
合 計	158,000.00	217,000.00	1,090,000.00	5,360,000.00

※ 回章18号は、1965(昭和40)年中には、申請中の支店開設を認可しない、1966(昭和41)年中、開設は年間一店のみ認める、等を定めていた。

実情には副わないものであった。とくに、中銀決議第56号の増資義務には応じ切れず、中央銀行の最高幹部に、一般の信用金融会社とは性格を全く異にしており、移住者に対する農業金融に従事しているので、日伯移住協定第39条にもとづく団体に指定されており金利も法定金利(12パーセント)を遵守している(注、一般金融機関は、法定金利のほかに手数料を徴収しているが通例)、等の特殊性を強調、これ以上の増資義務は履行できかねるので、決議第56号の適用除外を直訴した。また、回章18号、21号に至る増資義務を履行したにも拘わらず、漸く1967年(昭和42年)1月31日にポルト・アレグレ支店のみ開設許可(同店の開設日は前記の登記日)が下りただけで、レシーフェ支店の開設許可は流れていることも抗議した。この種の主張や抗議は、今までも、事務段階で数次にわたり繰り返されてきたのだが、特殊性は理解されても、例外や前例になることはできるだけ認めまいとする官庁の通弊が壁になり、認められなかった。そこで、今回は、在ブラジル日本大使館の強力な応援も得て、直接、上層部に当たってみたのである。

中央銀行上層部も、特殊性を理解したものの、ひとつ例外を認めるとほかの信用金融会社が承知しないという理由で難色を示していたが、思案の末、ブラジルの金融機関の何れのカテゴリーにも属さない形態に改組してはどうか、という代案が提示された。こうして、1969年(昭和44年)10月1日、ジェミス金融援助株式会社(以下「ジェミス」と略称)が誕生したのである。なお、レシーフェ支店開設の方は、1967年(昭和42年)12月1日、中央銀行から開設認可書が交付された(支店開設日は、前記の登記日)。とにかく、中央銀行が当方業務の特性を認識したということは、一つの前進であった。

中央銀行ばかりではなく、その他のブラジル政府関係機関も当事業団業務の特殊性、公共性を次第に認識するようになった。

1964年(昭和39年)1月17日付ブラジル外務省回章第5000号(注、ブラジル外務省発在外領事館および大公使館領事部あて“永住査証付与に関する訓令”)第26項は、計画移住(Imigração dirigida)を、ブラジル政府の権限ある当局により承認された計画(Plano)に従って行なわれ、かつ入国移住専門官と衛生専門官の選考を経た後に行なわれるものであることを定義すると共に、第27項では、対ブラジル計画移住の送出側機関として、ヨーロッパでは ICEM (Intergovernmental Committee for European Migration の略称)、日本では当事業団を指定した。

1966年(昭和41年)1月21日、ブラジル外務省で開催された第2回日伯混合委員会は、日伯移住協定第13条(日本側の募集および予備選考)、第14条(ブラジル当局の行なう確定選考に対する日本側の協力)、第17条(日本からブラジルの上陸港までの移住者の輸送および旅行中の援助)に係る団体として当事業団を、第19条(上陸後最終目的地に至るまでブラジル政府による諸般の援助に対する協力)、第33条(ブラジル政府による教育、医療、厚生に関する援助に対する協力)に係る団体としてジャミックおよび日本移民援護協会(Associação da Assistência aos Imigrantes Japoneses、在サンパウロ、ブラジル法上の公益法人)を、第39条(移住者に対する定着促進および財政的援助)に係る団体としてジャミックおよびイジュウシンコウを、それぞれ指定した。そうして、1966年(昭和41年)以降は、日伯混合委員会が年間導入数を定め、その枠内で個別選考が行なわれ、送出されるという体制に切り替えられた。このことは、個人対ブラジル政府の交渉で成立した、辻、松原枠にもとづく送出の体制に終止符が打たれ、2国間ベースの協定にもとづく送出体制が滑り出したことを意味する。このようにして、現地2法人の業務上のステイタスが、漸次、固まってきたのである。

現地2法人とは別個に、1966年(昭和41年)8月、本部の丸山幸一理事がリオ・デ・ジャネイロに着任、中南米代表部を設置した。もちろん、設置は内部的なものであり、代表は公用旅券で入国し、日伯混合委員会の日本側委員を兼ね、在外理事として駐在し、事務所を持つ旨を在ブラジル日本大使館よりブラジル外務省宛口上書により通知し了解を得ている。

当事業団法案に対する附帯決議(昭38年6月27日参議院外務委員会)第10項において、「事業団はその予算執行上および事業遂行上迅速、正確を期するため現地に代表

部を設けること」の条件を付されているが、ステイタスとの関連上、現地即決を行なえるような大きな構えを持つことに無理があり、また、屋上屋を重ねる弊害も起こり得るので、むしろ、中南米各支部に対する後見的、かつコンサルタント的な機関として位置づけられている。

なお、代表部が設置されるまでの過渡期間、ブラジル内の内部組織としての5支部と現地2法人の本支店との関係を調整するために、リオ・デ・ジャネイロに暫定的に内部組織としての伯国総支配人室を設置したことがある。総支配人は、現地2法人の代表である鈴木猷吉が兼務した。

(イ) アズンシオン支部

パラグアイの場合も、外国公法人格の認許には大統領決裁の政令公布を必要とするが、比較的寛大であり、公館の応援、および日芭混合委員会を通ずる折衝等を経て、1964年(昭和39年)9月21日付政令第7207号により、パラグアイにおける外国公法人格が認められた。それでも当事業団創立1年余を経っていたので、その間は、対外的には、時には移住会社、時には海協連名義を使用せざるを得なかった。

次の課題は、移住会社の名義の3入植地(フラム16,056ヘクタール、アルト・パラナ84,217ヘクタール、イグアス87,763ヘクタール、合計188,036ヘクタール)および倉庫2棟(エンカルナシオン所在)ならびに海協連名義の援護用資産を、譲渡税を賦課されることなく、当事業団の名義に移転することであった。この交渉は、日巴移住協定にもとづく日巴混合委員会を舞台として、日本側委員が、移住会社および海協連を海外移住事業団(Servicio de Emigración del Japón)と改名して一元化した結果としての財産の名義変更であり、別の機関に所有権を譲渡するものでもなく、現金の授受もないものであるから、当然、譲渡税は免除されて然るべきであるとの主張を繰り返し、当初、パラグアイ側は難色を示していたが、結局了解し、1966年(昭和41年)10月27日付、大蔵省令第1174号により免除になった。こうして、事業団発足後3年余を経て、3入植地等の所有名義が当事業団のものになった。

このほか、融資回収金の対日送金に伴う利子所得税は移住会社時代より免税されており、移住会社時代に課せられていた私法人事務所に対する営業税は免除されるようになり、法人所得税も実質的には免除されており、公用車にミッション用ナンバー・プレートの使用を許可されるなどの公法人の待遇を受けている。まだ全面的ではないが、漸次、パラグアイ政府から公的団体としての認識を得てきているといえる。

1967年(昭和42年)1月10日、アスンシオン支部管下のエンカルナシオン事業所をエンカルナシオン支所に昇格した。その昇格趣旨は、融資審査権限等を賦予して、フラム、アルト・パラナの2直轄入植地、パラグアイ側のチャベス入植地における日本人入植者に対する融資審査等の迅速化、能率化を図るためであった。

また、当時、諸種の問題を抱えていたイタプア農協連の再建対策指導に対応する措置でもあったのである。

(ウ) ブエノス・アイレス支部

当事業団支部の公的な性格に、最も理解を示したのはアルゼンチン政府であった。ブエノス・アイレス支部は、最も早く外国公法人格を認められた。これには在アルゼンチン日本大使館の絶大な尽力もあった。

当事業団設立に先立ち、大使館は1963年(昭和38年)7月5日付アルゼンチン外務省宛口上書第84号をもって、

- (1) 事業団法が7月5日国会を通過し、7月15日に新事業団が設立されること
- (2) 事業団支部の設置登記には好意的に配慮戴きたいこと
- (3) 移住会社および海協連の財産の事業団支部への移転については、あらゆる種類の税金を免除されたいこと
- (4) 事業団支部の今後の活動に対してあらゆる種類の税金を免除されたいこと

などを申し述べた。

さらに、同年7月16日付外務省宛口上書第88号で、事業団支部の正式発足を通報した。

これに対して、アルゼンチン外務省は、同日付口上書(経済局第1139号)で、当方の口上書を受領し、その内容を関係機関に通報した旨の回答があった。また、当事業団が公的機関である以上は、上記の口上書第84号(2)の支部登記の手続は必要でないという法務省の見解を口頭をもって通報してきた。

そうして、口上書第84号の(3)および(4)に対しては、同年9月9日付大蔵省決定第1530号で、

- (a) 事業団は、移住会社および海協連の業務を継承する公的機関であること

(b) 法律第 13238 号は、外交および領事代表ならびに公的的目的をもって設立された機関 (Agencias establecidas con fines oficiales) に対しては、相互主義を条件として、免税特権を認めていること

(c) 1961年(昭和36年)10月18日付大蔵省決定第1699号により、移住会社が移住者に貸付ける渡航費ならびに現地融資の回収利息に対する所得税はすでに免除された前例があること

(d) 海協連、移住会社所有資産の事業団への名義変更に伴う譲渡税および新機構のアルゼンチンにおける活動に対する税金については、上記(b)の法律第 13238 号にいう諸要件が満たされていること、および相互主義が確立されていることは、従来からの日本大使館のこの種の諸交渉でも明らかであることからみて、この法律の規定を適用できること

(e) 大蔵省は、法律第 13238 号により国税の免除を決定する権限があることにかんがみて、本件免税申請を許可すること

などを定めた。これにより、ブエノス・アイレス支部が受ける免税の恩典は、法人所得税、利子所得税、販売税、営業税、入植地地租、印紙税、輸入税に及ぶ。従って、ガルアペー入植地(ミシオネス州所在、3,110ヘクタール)、アンデス入植地(メンドサ州所在、1,312ヘクタール)の当事業団名義変更も無税で円滑に行なわれた。

このような一連の恩典は、アルゼンチン政府が、全額政府出資の特殊法人たる当事業団を日本国の一部とみなすことにより、付与されたものであった(根拠法規は、アルゼンチン民法第33条、第34条)。

(エ) サンタ・クルース支部

ボリビアにおける当事業団の業務は、ブラジル、パラグアイ、アルゼンチンにおける業務のいずれとも性格を異にしている。

広大な日本人入植地サン・ファン(サンタ・クルース州イチロ郡所在35,288ヘクタール)を擁しているが、海協連が当該入植地の管理と日本人入植者の援護を担当し、移住会社が入植者への融資を担当していた。従って、パラグアイ、アルゼンチンにおけるように、権利義務の継承問題は深刻でなかった。

サン・ファン入植地のステイタスは、1957年(昭和32年)12月1日、ボリビア国農牧植民大臣から入植地全体に対し、省令にもとづき、1956年(昭和31年)8月2日付日ボ

移住協定の履行のために、15,288ヘクタールの集団仮地権（注、ボリビア農地改革法特有の制度。「団体地権」と通称している。従って、以下「団体地権」と略称）が交付され、次いで、1960年（昭和35年）12月1日付農牧植民省移植民局省令第350160にもとづいて、20,000ヘクタールの団体地権を追加交付された。この交付は日ボ移住協定第1条の5年間に1,000家族または6,000名の入植目標に見合うものであった。

個々の移住者は、1ロッテ50ヘクタールが交付され、2年間の入植実績を経た後、農牧植民省から、大統領名による植林地権証書（Titulo Ejecutorial de Colonización）を交付される（注、この地権証書により地租免除となるが、第三者には譲渡できない）。移住者は、この植林地権証書を、手数料を払って登記所へ登記すれば、確定地権（Titulo definitivo de propiedad）化できる。従って土地取得の関係は、形式的にはボリビア政府対移住者のベースによるものであるが、当事業団は移住協定の実施機関として、ボリビア政府と移住者の間をつなぐパイプの役割を果たし、実質的には入植地を全面管理している。

サンタ・クルース支部のステイタスについては、公館ルートを通ずる当方申請に対して、1964年（昭和39年）4月21日付最高決定第125171号（Resolución Suprema No. 125171）をもって、当時のヴィクトール・バス・エステンソ・ロ大統領名により、正式に外国法人格取得を認可されるまで、サン・ファン入植地に定着する日本人移住者の経済および技術的協力を行なうため、支部の暫定的設置、執務ならびに住所をサンタ・クルースに定めることの許可があった。越えて1965年（昭和40年）6月14日から3日間開催された、日ボ移住協定にもとづく第1回日ボ移住合同協議会における決定事項として、当事業団が協定実施の公的機関に指定された。次いで、1967年（昭和42年）7月12日付最高政令第8049号（Decreto supremo No. 8049）をもって、ルネ・パリエントス大統領名により正式に外国公法人格を承認された。ただし、アルゼンチンのような免税特権はない。

サン・ファン入植地の中心地12キロメートル地点にある、350ヘクタールの土地は、市街地および公共用地にあてられているが、海協連時代から当事業団にかけて、ここに、補助金または交付金ベースで、小・中学校、寄宿舍、診療所、農協および自治体事務所、試験場等が設置され、融資ベースで、精米所、倉庫等が建設された。ラテン・アメリカ諸国の法制では、地上物は土地所有者に帰属し、土地を切離した建物だけの登記はない。また、市街地区にはボリビア人の無統制な流れ込みがなされ、非衛生的な状態を招いたので、健康的な計画的市街地形成のために当事業団が350ヘクタ

ールの所有権を確保する必要があった。そこで、支部は、1966年（昭和41年）11月11日、農牧植民大臣宛、当事業団への当該土地の所有権移転申請を行なったところ、2年置いて1968年（昭和43年）12月18日付で、ルネ・バリェントス大統領名による地権証を無償で交付された。この交付をうけたことは、ボリビア政府が、当事業団のボリビアにおける業務実績を認識し、評価した証左であるといえよう。

その反面、戦線の縮少もあった。前述のように、サン・ファン入植地の団体地権は、移住協定締結時から5カ年間に1,000家族または6,000名を導入することを前提として集团的に仮交付されたものであるが、日本サイドの送出事情の変化に伴ない、1968年（昭和43年）8月2日の第4回期限延長を前にして、日本からの入植者は265家族、現地分家独立142家族、計407家族であり、ボリビア側は不要面積として23,000ヘクタールの返還を要求してきたのである。先方の言い分にも一理あるが、移住者の要望としては、将来の増反用地（畜産導入を含む）の確保のため是非既得面積を確保したいということであった。結局、ヤバカニ河以東8,156ヘクタールは河に架橋しないと活用できない事情にあり、未入植かつ工事未施工の地区でもあり、この地域を返還するという事で妥結し、協定の第4次延長の成立をみた。

国内機構については、前述したように、1967年（昭和42年）7月1日を期して、当事業団沖縄事務所が開設されたのであるが、同日付でボリビアにおける現地移住業務も当事業団サンタ・クルース支部の傘下に入るようになった。

沖縄側の従来の現地機構は、サンタ・クルースに琉球政府農林局ボリビア移住地駐在所と琉球海外移住公社の駐在員事務所が設置されていたが、とくに相手国から承認されたステイタスは保持していなかった。その業務対象地は、サンタ・クルース市近傍の第1、第2、第3沖縄入植地である。これら3入植地は、サン・ファン入植地と同様、まず入植地全体がボリビア政府から団体地権の交付をうけ、ついで個々の入植者が大統領名による植民地権証を交付されるという関係であって、沖縄側出先機関は、ボリビア政府と入植地との仲介調整、諸種の側面援助を任務とするものであり、実体的には入植地を全面管理していることは、当事業団のサンタ・クルース支部と同様である。分担からいうと、琉球政府の駐在所の業務は、ボリビア政府との渉外、教育、医療、その他の援護一般であるから、かつての海協連支部のそれに相当するものであり、琉球海外移住公社の方は、渡航前融資および現地融資を担当するもので、かつての移住会社駐在員事務所のそれにあたるものであった。

3入植地の規模は、第1が20,000ヘクタール、第2が16,741ヘクタール、第3が

18,321ヘクタール合計55,062ヘクタール（いずれも、サンタ・クルース州ワルネス郡所在）であって、当時の入植者には出入りがあり、一部に流動的な傾向があったが、1966年（昭和41年）5月のデータでは、合計628戸、約3,500名で面積、入植者数とも、サン・ファンを上廻る規模であった。沖縄移住は、米国政府の占領政策の一つとして実施された面があったので、AID（Agency for International Development, アメリカ国際開発局）も資金援助を供与していた。しかし、その援助は、質においても量においても、サン・ファン入植地に対する日本側の援助には及ぶべくもなかった。従って、この不均衡を是正してなんとかサン・ファンなみの援護をうけたいという要望は、沖縄移住者の間において以前からかなり強いものがあった。このような要望を背景として、内外の沖縄移住業務が吸収されたのである。

しかし、吸収したといっても、それは、人員と今後の業務の吸収であって、過去の権利、義務は継承しなかった。琉球海外移住公社の既往債権は琉球政府に移管され、その回収は移住者団体に委託されている。

前記の日ボ移住協定の第4次期限延長に際し、日本側は、「日本人とは沖縄移住者を含む」という文言を挿入するようボリビア政府側に要請していたが、当初、ボリビア側は、沖縄移住者は米ボ間の交渉で入ってきたもので日米間にどのような了解事項があったとしてもボリビアとしては関知しないものであるとして反対していた。しかし、結局、1967年（昭和42年）10月9日付公文で移住協定第3条の敲守を条件に同意する旨の了解があった。

沖縄入植地は、その後、サンタ・クルース支部の融資および営農指導援助により、綿作の導入をはかり、繰綿工場が建設され、建て直しをはかっている。

（オ） サント・ドミンゴ支部

海協連の支部、移住会社の駐在員事務所は、ともに大使館の付属機関（organo dependiente）という形で、大使館とは別個だが、同じ建物のなかに同居していた。前述のように、ドミニカには1956年（昭和31年）以降249家族（1,319名）が送出されたところ、政変によるトルヒーロ政権時の移住者保護政策の鈍化、経済情勢悪化に伴う営農作目の市場狭小化等の影響をうけて集団帰国および南米諸国への転住が行なわれたが、現在でも150家族（邦人559名、現地生れ42名、計601名。昭和47年4月現在）が踏み止まり、定着している。従って、新規移住はないのだが、当事業団としても、定着した残留移住者への現地融資、営農指導、その他の援護業務を継続する必要

があった。

他支部と同様、サント・ドミンゴ支部も、1963年(昭和38年)11月22日付をもって法人格の認可方を大統領宛に申請したところ、明けて、1964年1月4日付政令第368号で外国法人格が認可になった。これについては、同年1月31日付エル・カリーベ紙(El Caribe, 同国の有力紙)が当該業務の紹介を兼ねて報道した。

(カ) サン・フランシスコ駐在員事務所

海協連が、1956年(昭和31年)4月、サン・フランシスコ総領事館のなかに支部を設置したのは、1953年(昭和28年)8月公布の難民救済法(従来の宗教的、政治的迫害による難民ばかりでなく、戦争または天災により住居を失い再定住の方法のないものも救済して米国に入国を認める法律)にもとづき日本から移住した難民(引揚者および天災の被災者)1,008人のうち391人に渡航費を貸付けたので、派遣職員1名をしてその回収に当たらしめるためであった。しかし、支部は、渡航費の回収業務のみでなく、米国を通ずるラテン・アメリカ情報の蒐集、ラテン・アメリカにおける入植地の営農作目に関する市場情報、技術情報の蒐集、優良種子、種苗の入植地への送付等の新しい業務を開拓した。1969年(昭和44年)5月、移住者渡航費貸付金が一括回収免除されたので、この事務所の存廃が問題となったが、当事業団としては、前述の調査機能のほかに、米国自体の移民政策、移民国籍法および関連法規の動き、米国を通ずる国際移住の流れの把握等を含め、事務所存続を堅持する方針である。従来、総領事館内に駐在員1名が同居していた関係上、事務所そのもののステイタスは不明瞭であったが、場合によっては、独立事務所を構えてそのステイタスも明確にすることを考慮している。

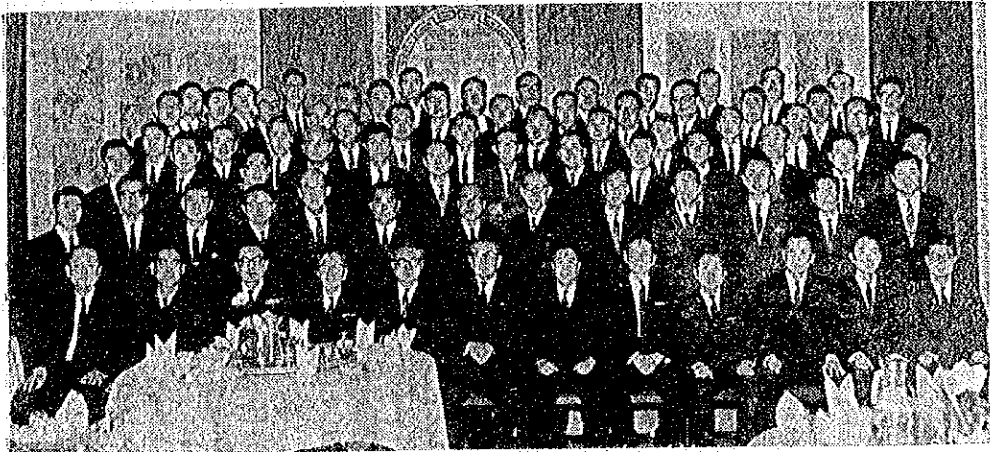
(キ) トロント駐在員事務所

1964年(昭和39年)4月、カナダのトレンブレイ人的資源・移民相訪日の際、日本人移住者受入れの意向が表明されて以来、カナダ移住ブームが盛り上り、当事業団も、1967年(昭和42年)7月1日、沖繩事務所と同日付で、トロント総領事館内にトロント駐在員事務所を開設した。

移住者と雇用主とのあっせん結合は、カナダ政府の人的資源・移民省の地方事務所(マンパワー・オフィス)が担当するので、当事業団駐在員事務所が介入する余地は乏しく従ってカナダ政府側からは駐在員事務所の存在について疑義を挟まれたことも

あったが、駐在員事務所の業務を次の範囲内に限定することで了解した。

- (1) カナダ移民当局との接触
- (2) 在カナダ日本公館および関係機関との接触
- (3) 移住情報の蒐集および研究
- (4) 日本人移住者の生活状況の研究



地方事務所長会議は毎年1回開かれる(写真は45.2.23)

(3) 新機構に伴う経理問題

a. 経理の多様性

当事業団は、政府補助金と政府貸付金(渡航費のみ)により運営していた海協連と、政府出資、民間出資、外銀借入金を原資として運営していた移住会社とを統合して出発した。前節まで概述のように、内外業務の一本化により、業務面で内外の歯車が有機的にかみ合う体制が築かれたが、経理的にみると、性質の異なる系統の資金を原資として運営するため、予算、決算面において官庁的会計と企業的会計とが併存することになり、また移住会社から引継いだ資産、負債勘定、海協連の残存資産の区分経理、外地経理を抱えることによる換算手続、ブラジル現地2法人の別途経理等が加わるため、当事業団における経理事務は複雑であり、かつ事務量に占めるシェアは大きいものになっている。

b. 業務と原資との関連

この関連は、右のページに図解したようになるが、この図解により、事業団発足以前と以後における業務と原資との関連、とくに交付金業務と出資金業務との関連が明確になるであろう。

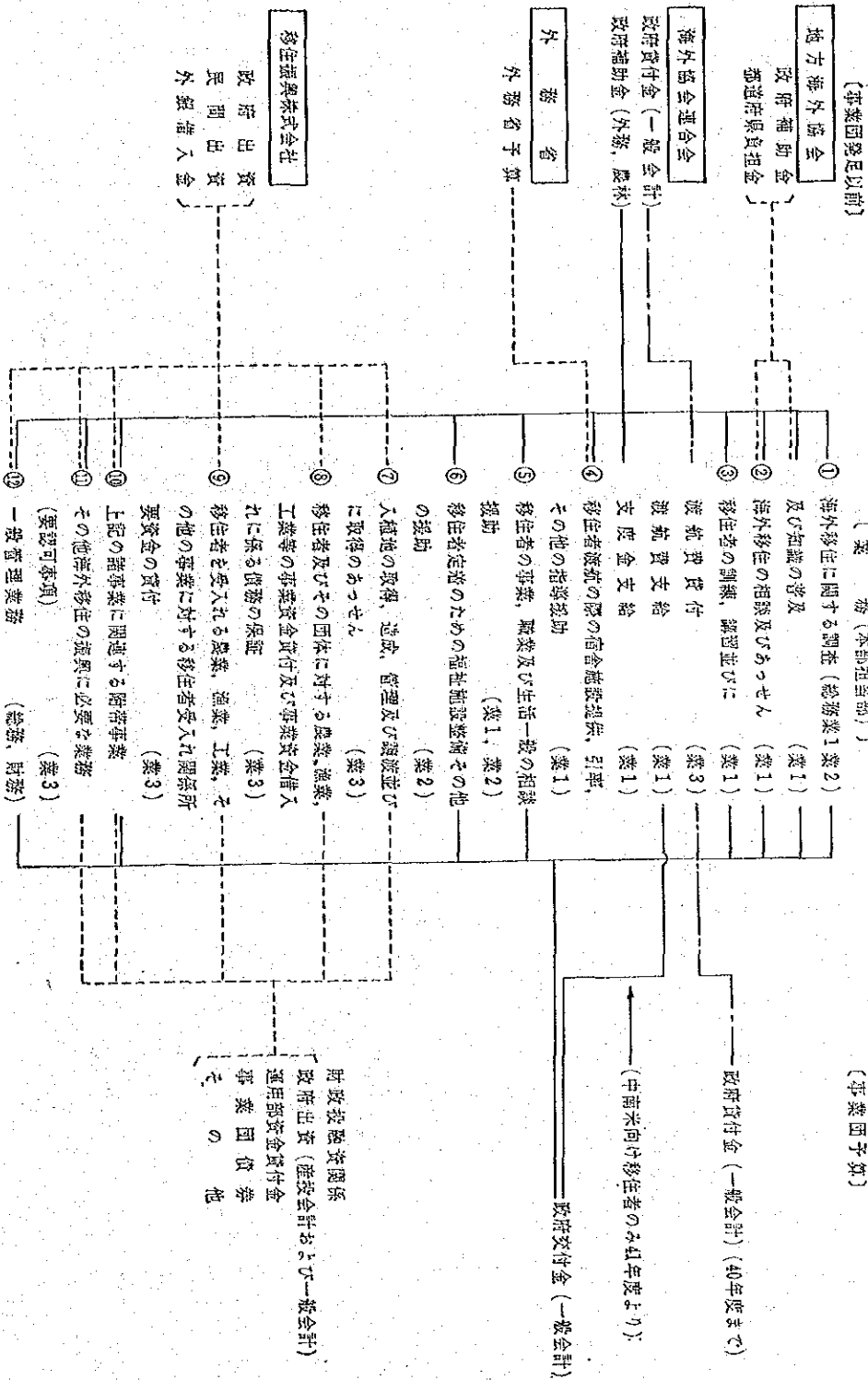
財政投融资関係では、政府出資のほか、運用部資金貸付金、事業団債券等の資金調達手段があるが、運用部資金貸付金は、昭和39年度末に借入れ、昭和45年度までに返済し、現在借入残高はない。事業団債券は、制度上、団法第30条に規定されているが、実際には発行されていない。移住における融資、入植地等の投融资業務は、回収に長期間を要し、その間にも天候、価格変動等不測の要因が加わるため、短期借入金や債券による資金調達が困難な実情にあるためである。したがって、現在では、投融资業務の原資は、政府出資に一本化されている。援護業務の方も、昭和41年度より渡航費が補助金となったので、交付金に一本化された。

昭和46年度末における政府出資金の内訳は、74ページの表のとおりである。

c. 移住会社引継ぎ資産の区分経理

当事業団設立より2年余の間、移住会社から引継いだ資産、負債勘定は、団法附則第9条にもとづき、旧勘定として別に区分して経理してきた。しかし、この区分経理

業務と原資との関連図解



資本金内訳表

科目	期首有高	期中増	期中減	期末有高	備考
資本金	5,909,963,570	200,000,000		0 6,109,963,570	1. 旧会社承継分 ¥3,225,000,000 一般会計より ¥225,000,000 産投会計より ¥3,000,000,000 2. 事業団出資受分 ¥2,884,963,570 (1)産投会計より出資受 ¥2,400,000,000 (2)一般会計より出資受 ¥200,000,000 (3) // 現物出資受 ¥284,963,570
合計	5,909,963,570	200,000,000		0 6,109,963,570	

方式は、一般勘定、入植地勘定、融資勘定、特殊事業勘定のそれぞれについて新・旧勘定を区分経理するために、複雑かつ事務量過重になり、簡素化と合理化の見地より、改善の必要があった。そこで、昭和41年3月31日付政令88号によって

1. 昭和47年3月31日における承継負債の金額が承継資産の金額をこえている金額に相当する損失額
2. 昭和41年4月1日以降に生じた利益または損失のうち承継資産、負債に係るものとして外務省令で定める利益または損失の額

の二項の額を「承継財産整理勘定」を設けて経理し、それまでの旧勘定による区分経理を解消することになった。

46年度末における承継資産整理勘定計上額は、922,860,186円であって、これが移住会社から当事業団が引継いだ純損失額の繰延勘定ということになるが、移住会社から引継がれた入植地の売買取引によって生ずる各種の利益損失は、一定の按分比率によりすべて承継財産整理勘定に繰入れられ、純利益ができれば承継財産整理勘定の減となり、純損失が発生した場合は増となり、最終的には精算されることになる。

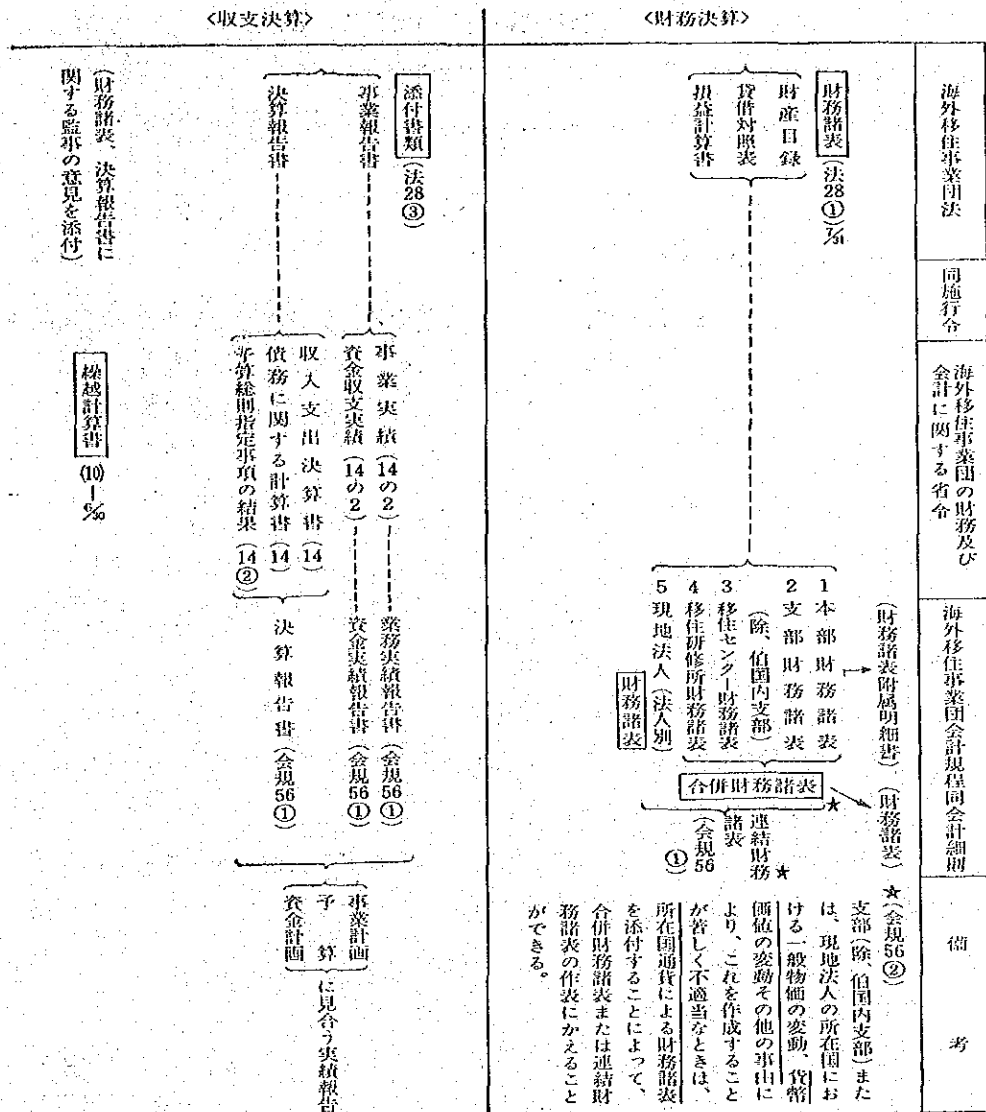
d. 決算体系

当事業団の決算は、企業会計的な財務決算と官庁会計的な収支計算の2通りあり、その体系および関係書類の体系は、次ページの図解のようなものである。

ブラジル現地2法人の場合は、財務決算はクルセイロ表示、収支決算は円換算表示と

なる。また、現地2法人は、ブラジルでは解散、統合の過程を経ていないので、承継資産整理勘定の観念が成り立たず、このため財務決算には日本表とブラジル表の2通り作成され、両表は承継資産整理勘定の額だけ相違する。それから、ジェミスは、ブラジルの金融機関であるため、中央銀行より暦年決算を要求されているので、日本の事業年度と調整するため年4回の決算を余儀なくされている等、日伯調整上の苦勞がある。

決算関係書類の体系



2. 普及啓発業務の拡充

「海外移住に関する調査及び知識の普及を行なうこと」海外移住事業団法 21 条には、当事業団の業務として、第 1 項にこのようにうたっている。

一般に普及啓発業務という場合、この条項に準拠しているが、この業務は事業団発足以前は主として海協連によって行なわれていたものである。したがってその内容は、海協連の事業内容を継承している（第 1 編第 2 章第 2 節参照）。この章では、当事業団発足以来とくに重点的に、あるいは新たに実行したものについて述べることにする。

(1) 高等学校の海外教育

「次代をになう若い人々に対して、海外移住に関する正しい理解を深めさせ、国際協力に対する態度の形成に役立たしめることによって、国際社会との密接なつながりの中に生きる人材の育成に寄与することを願いとして、学校における海外教育の推進に関し側面的協力をすすめる」

当事業団の高等学校の海外教育に対する考え方は以上のとおりである。

そもそも、海外に発展し活躍しようとする情熱は青年特有のものである。そして、それを実行する行為は、ある意味では青年の特権でもある。この青年の行為を助長しようとする教育は明治開国以来からあった。

わが国の植民地経営および国民の海外発足が進展するにつれて、大学の講座にも、「植民論」または「植民政策論」が設置され（北海道大学の¹新渡戸稲造、東京大学の²矢内原忠雄教授などがその代表的なものといえよう）、主として理論的な研究が行なわれ、また専門学校過程においても農学、貿易、語学などの関連で植民あるいは拓植講座が開かれていた。これらは主として指導者や教師の養成が主目的であったが、満州開拓が国策化されると、中等教育（旧制農業学校、青年学校など）にまで拡大されここでは実際開拓者として移住する青年たちの教育が行なわれた。

第 2 次大戦終了後、これらの植民政策的教育は一切停止された。戦後、海外移住が再開され、独身青年の移住が可能になると、この青少年に対する教育問題が再燃した。しかし、戦前のそのように帝国主義的あるいは植民地主義的なものからは、完全に脱皮した平和的な個人の自由幸福追求型のものであった。

その後、国内事情、国際環境の変化にともなう、「海外知識と国際協力」ないしは、「人間による国際交流」と、名実ともに変貌して現在に及んでいる。

当事業団が最も力を入れたのはその組織化であったが、以下、当事業団が実施した高校学校生徒および指導教師に対する普及啓発業務の組織と運営について述べてみよう。

a. 海外教育の組織化

(a) 海外教育推進高校

1955年（昭和30年）1月、ブラジル最大の産業組合で、しかも日系人によって経営されているコチア産業組合（Cooperativa Agricola de Cotia）は、毎年500人、3年間で1,500人の日本人入国許可枠をとり（1958年10月に1,500人追加）、原則として独身青年で農業者に限った。このいわゆる「コチア青年」の募集は、農林省の息のかかった全国農業協同組合中央会を通じて行なわれたが、農林省はこれを農家の二、三男対策の一環としてとりあげ、適格者の人物選定は各市町村農協に委ねた。

独身の農業青年という条件は、農業高等学校の生徒または卒業者にその候補者を求めることが一番手近かな方法であった。

宮城、山形、群馬、佐賀の各海外協会では、県内の農業高校の中で海外移住に関心を持ちクラブ活動などを行なっている学校に対し、資料を配布したり講師を派遣するなど、その運動を助成する方法をとった。一方、海協連本部でもこの方法が、移住促進のために有効な手段であることを認識し、1958年（昭和33年）から、海外移住推進モデル農業高校育成のための予算措置を講じ、指導教師の育成と生徒のサークル活動に対する側面的な援助を行ない始めた。この運動は漸次全国的な規模に拡大され、当事業団発足当時には、すでに500校を数えるに至った。

しかしながら、当事業団発足当時は日本経済は安定し、国内ではすでに労働力不足（とくに若年労働力）が叫ばれ、海外移住者の数は漸減の傾向にあった。一方、国際社会における日本の地位は向上し、国際人としての日本人の教養の度合が議論される時代であった。当事業団では、この事実の認識に立って、海協連時代から引継がれた海外移住推進モデル高校を「海外教育推進高校」（一時、海外移住推進指定高校と呼んだこともあったが）と改称し、本章冒頭に述べたような理念でこの業務を重視しながら実施しているわけである。

推進高校数の推移

年度		39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	48年度の高校別内訳					
												普通 高校	農業 高校	工業 高校	商業 高校	水産 高校	
都道府県	東北ブロック	10 20 20 22 9 23 23	10 20 20 22 9 23 23	10 30 20 22 9 23 23	10 30 20 22 9 23 23	18 30 20 22 12 23 23	18 30 20 22 12 23 23	18 30 20 22 12 23 23	18 30 23 22 12 29 19	11 30 23 22 12 28 27	11 35 20 20 14 26 15	11 35 20 20 14 26 19	6 20 13 11 9 18 8	5 4 6 4 5 6 8	8 1 2 2 4 4 2	3 3 1 1 1 1 1	2 1
	関東甲信越ブロック	20 20 13 20 4 18 21 13 22	20 20 13 20 4 18 21 13 29	20 20 13 20 4 25 21 13 29	20 20 13 20 4 25 21 13 29	20 20 13 20 4 25 21 13 29	20 20 13 20 4 25 21 13 29	20 20 13 20 4 25 21 13 29	17 22 21 10 11 22 40 11 32 30	17 20 11 25 10 22 40 6 32 13 15 30	17 21 11 23 12 25 40 6 41 23 22 30	17 21 12 23 10 25 40 6 45 23 14 22 30	9 18 12 5 6 6 23 29 3 2 9 10 20	7 2 6 6 7 6 6 3 2 6 1	1 2 2 4 4 6 9 6 3 1 3 3	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	東海北陸近畿ブロック	20 20 26 11 15 20 18 24 7 5	20 21 20 26 11 15 20 18 24 7 5	20 21 20 26 11 15 20 18 24 7 5	20 21 20 26 11 15 20 18 24 7 5	20 21 20 26 11 15 20 18 24 7 5	20 21 20 26 11 15 20 18 24 7 5	20 21 20 26 11 15 20 18 24 7 5	20 31 20 26 21 16 20 18 24 16 6	21 31 20 27 9 16 20 18 38 20 6	21 40 20 27 9 16 20 13 28 20 6	21 40 20 26 10 16 13 27 21 38 20 6	15 26 11 10 12 13 21 12 12 6	2 2 3 4 2 3 1 2 4 4	4 5 3 8 8 1 2 10 2	6 3 3 1 1 1 1 1 1 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	中国四国ブロック	20 19 19 13 18 20 18 20	20 19 19 15 18 20 18 20	20 19 19 15 18 20 18 21	20 20 19 15 18 20 19 21	20 20 19 15 18 20 19 21	20 20 19 15 18 20 19 21	20 20 19 15 18 20 19 21	34 22 20 54 19 20 19 19 32	34 59 28 54 19 38 20 19 32	34 59 28 54 19 38 20 22 32	34 59 28 54 19 38 20 22 32	20 39 16 34 11 25 13 14 21	4 6 4 1 4 3 3 3	7 6 6 11 3 5 4 5 5	2 6 2 8 1 4 2 2	1 2 1 1 1 1 1 1
	九州ブロック	20 16 21 20 17 20 22	20 16 21 20 17 20 22	20 16 21 20 17 20 22	20 16 22 20 17 20 22	20 16 22 20 17 20 22	20 16 22 20 17 20 22	20 16 22 20 17 20 22	20 18 20 20 17 20 20	20 18 20 20 24 19 20	20 18 20 20 24 18 20	20 18 20 20 24 18 20	6 2 12 2 13 9 12	11 5 5 6 11 6 5 6	3 5 3 6 5 1	6 1 2 2	1
	沖						4	5	6	6	6	2	4				
	計	831	840	858	881	892	896	996	1,141	1,154	1,127	652	205	170	84	16	

(b) 都道府県高等学校海外教育研究協議会

左の表のように、海外教育推進高校は各県平均約20校程度（最多県59校、最少県6校）であるが、県段階で〇〇県高等学校海外教育研究協議会を結成している（呼称は県によって多少異なる。例えば、研究部会、研究会など）。協議会は当事業団創立以前に結成された3県（35年宮城、36年群馬、佐賀）を除き、各歴年別にみるとつぎのとおりである。

40年10県（北海道、福島、茨城、神奈川、福井、鳥取、岡山、福岡、熊本、鹿児島）、41年11県（青森、岩手、栃木、富山、岐阜、三重、島根、広島、愛媛、高知、長崎）、42年5県（山形、兵庫、山口、徳島、香川）、43年4県（新潟、静岡、滋賀、和歌山）、44年4県（千葉、東京、山梨、沖縄）、45年4県（石川、京都、奈良、大分）、46年3県（秋田、埼玉、宮崎）、47年3県（長野、大阪、愛知）、合計47協議会。

(c) 全国高等学校海外教育研究協議会

推進高校の全国組織である「全国高等学校海外教育研究協議会」は、1970年（昭和45年）10月13日に結成された。同日採択された会則によれば、第1条に名称をさだめ、第2条に「本会は各都道府県高等学校海外教育研究協議会をもって構成する」とある。当時の推進高校は996校で、まだ府県段階協議会の結成されていないものが7県（秋田、埼玉、長野、愛知、大阪、大分、宮崎）あったが、一挙に全国組織結成の構想をまとめたものである。本会は高等学校の海外教育に関する研究を行ない、高等学校生徒の国際理解と、その知識の向上をはかることをその目的とし（会則4条）、つぎの事業を行なうことをきめた（同5条）。

1. 海外教育の研究と普及
2. 海外事情の調査及び紹介
3. 海外教育指導教師の研修
4. 海外教育に関する生徒の健全な研究活動についての指導
5. 海外教育をすすめるための諸行事の指導
6. 関係官庁および諸団体との連携
7. 海外事情の視察

初代会長には稲垣実夫（東京都立瑞穂農高校長）、副会長には中島圭之助（徳島県立城北高校長）、小木曾滝男（栃木県立鹿沼高校長）が、それぞれ選任された。

b. 海外教育の実践

海外教育の実践主体は、いうまでもなく各高等学校であり、その指導教師である。当事業団としての仕事は、これらの学校および指導者の実践活動を容易ならしめるための援助協力である。ここではこれらの援助協力活動が具体的にどのような形で行なわれているかについて述べてみよう。

(a) 全国海外教育推進高校教師連絡協議会

この協議会は1964年(昭和39年)から行なわれている。年度によって若干異なるが、各都道府県から1名の指導教師が集まり、3日間に亘って、海外教育についての特別講演、研究発表、討論会、移住船体験航海、懇親会などが行なわれている。

1971年(昭和46年)の第8回会議は、10月28日から30日まで当事業団海外移住センター(横浜)で行なわれたが、その日程と行事内容を例示しよう。

46.10.28(木)

- 10:00 あいさつ(当事業団 柏村理事長)
- 10:10 祝辞(外務省 遠藤領事移住部長)
- 10:20 高校における海外教育について(文部省 榊原教科調査官)
- 11:00 国際社会に生きる若人(当事業団 永田業務第1部長)
- 13:00 46年度海外派遣教師現地視察報告(香川県立石田高校矢野校長他)
- 14:10 最近の国際情勢について(丸山朝日新聞論説委員)
- 15:30 全国高校海外教育研究協議会の活動について(同会長 稲垣都立瑞穂農芸高校校長)
- 17:00 世界の中の日本(文化庁 今長官)
- 19:30 映画(730日の青春、若者の大地)

46.10.29(金)

- 08:45 国際化時代と技術協力(外務省 伴技術協力課長)
- 10:00 移住者壮行式参列
- 10:40 全体会議(海外教育の推進について)
- 14:00 あるぜんちな丸乗船
- 16:00 横浜出港 船内見学

46.10.30(土)

- 09:30 移住者との懇談会(船内)
- 14:00 神戸港入港 解散

また、第1回からの開催期日、場所はつぎのとおり。

- | | | | | |
|-----|-------------|----------|----|---------|
| 第1回 | 39.10.29~31 | 神戸移住センター | 、 | ぶらじる丸 |
| 2回 | 40.10.29~31 | 同 | 上、 | あるぜんちな丸 |
| 3回 | 41.10.29~31 | 同 | 上、 | 同 上 |
| 4回 | 42.10.29~31 | 同 | 上、 | 同 上 |

- 5回 43.10.29~31 神戸移住センター, あるぜんちな丸
 6回 44.10.29~31 同上, 同上
 7回 45.12.23~25 横浜移住センター, ぶらじる丸
 8回 46.10.28~30 海外移住センター(横浜), あるぜんちな丸
 9回 47.10.16~17 同上, 船中研修なし

(b) 指導教師の海外派遣研修

海外教育を浸透させるには、まずその実践者である指導教師の養成が先決である。そのためには海外をその眼でみ、その肌でたしかめることが最も近道である。このような趣旨ではじめられたのが、高等学校海外教育指導教師の海外派遣研修制度である。この制度は1965年(昭和40年)から実施された。日程、派遣人員などは年度によって若干の差異はあるが、1972年(昭和47年)の分を例示しよう。

月日	曜	場 所	滞在 日数	摘 要
7/21	金	東 京		羽田空港発
21	金	バンクーバー	1	日系移住者訪問
22	土	ボックスホール	3	カナダ移住訓練生就労状況視察, 懇談
25	火	トロント	2	移住問題懇談(公館, 事業団), 移住者訪問
27	木	マイアミ		乗継ぎ
28	金	ベレーン	5	移住問題懇談(公館, 事業団), 第2トメアスー, 近郊農家訪問
8/ 1	火	ブラジリア	1	施設見学, 近郊農家訪問
2	水	リオデジャネイロ	2	移住問題懇談(公館, 事業団), 日系企業視察
4	金	サンパウロ	7	// コチア, 東山農場, サントス移民の家, 出身県人訪問
11	金	イグアス	1	イグアス移住地視察
12	土	アスンシオン	1	移住問題懇談(公館, 事業団)
13	日	エンカルナシオン	2	// アルトパラナ, フラム, チャベス移住地視察
15	火	ブエノスアイレス	3	// ウルキツサ, エスコバル, 小移住地視察
18	金	リ マ	1	乗継ぎ
19	土	ロスアンゼルス	1	移住問題懇談(公館), 日系農場視察
20	日	ホノルル	1	// ハワイ大学, 日系農場視察
21	月	機 中	1	
22	火	東 京	1	羽田空港着
計 33日				

また、毎年度の派遣者の所属校および氏名は次表のとおりである。

海外派遣研修高校教師一覽表

県名	年度								学校名・職名・教師名	
	40	41	42	43	44	45	46	47		
東北ブロック	北海道 青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島				○		○		○	富良野市立富良野農業高校 教諭 道下岩夫 弘前市立弘前実業高校 教諭 三浦 稔 県立江刺高校 校長 高橋利明 宮城県農業高校 教諭 石川謙三 県立鷹巣農林高校 教諭 成田節治 県立上山農業高校 校長 枝松孝一 県立岩瀬農業高校 校長 村田春男
	茨城 栃木 群馬 千葉県 東京都 神奈川県 山梨 長野 静岡		○		○				○	県立加茂農林高校 教諭 皆川洋作 県立笠間高校 校長 加藤省三 県教育委員会指導課 産業教育係長 杉山 保 県立蚕糸高校 教諭 萩原行雄 県立安房農業高校 教諭 渡辺 浩 都立瑞穂農芸高校 校長 稲垣実夫 県立平塚農業高校 校長 石川寿雄 県立機山工業高校 教諭 中島真人 県立磐田農業高校 教諭 山内正次
東海北陸近畿ブロック	富山 石川 岐阜 愛知 三重 滋賀 京都 大阪 奈良 和歌山		○					○	○	県立上市高校 教諭 石坂久忠 県立柳田農業高校 教頭 従二喜一 県立郡上高校 教諭 鈴木義秋 県立安城農林高校 教諭 立川賢一 県立福井工業高校 教諭 酒井孫兵衛 県立彦根西高校 教諭 山田 哲 府立桂高校 教諭 斎藤 進 府立園芸高校 教諭 金崎一夫 県立神戸高校 教諭 井島猛雄 県立郡山農業高校 教諭 森 敦貞
	鳥取 島根 岡山 広島 徳島 香取 愛媛			○					○	県立鳥取商業高校 校長 谷本 威 県立松江農林高校 教諭 妹尾信雄 県立西条農業高校 校長 森岡 勉 県立都濃高校 教諭 藤本俊輔 県立板野高校 校長 中島圭之助 県立石田高校 校長 矢野豊教 県立伊予農業高校 教諭 武智利博
中国四国ブロック	鳥取 島根 岡山 広島 徳島 香取 愛媛			○					○	県立鳥取商業高校 校長 谷本 威 県立松江農林高校 教諭 妹尾信雄 県立西条農業高校 校長 森岡 勉 県立都濃高校 教諭 藤本俊輔 県立板野高校 校長 中島圭之助 県立石田高校 校長 矢野豊教 県立伊予農業高校 教諭 武智利博

九州 ブロック	福 佐 長 熊 大 宮 鹿 児 島	○			○					県立久留米農芸高校 教諭 橋本東太 県立伊万里農林高校 教諭 渡口末男 県立諫早農業高校 教諭 真崎昭夫 県立天草農業高校 校長 九岡憲一
	岡 賀 崎 本 分 崎 島			○				○		県立宮崎農業高校 教諭 桑畑孝司 那答院町立大村高校 教諭 東國 敏
	沖 繩						○			琉球政府立南部農林高校 教諭 我部政昭
	計	2	4	5	5	5	5	7	7	
	累 計	2	6	11	16	21	26	33	40	

(c) 生徒の研修会

推進高校の生徒を集めての研修会は、県の協力を得て各県事務所の段階で行なわれている。時期的には夏季休暇中が多く、2泊3日程度の合宿である。利用される施設は、国立青年の家、県立研修施設などである。各県の行事内容は、大同小異であるので、ここでは1970年（昭和45年）10月に行なわれた、東北ブロック海外教育推進高校生徒研修会の模様を、海外移住紙から引用して例示としよう。

青森、秋田、新潟、福島、山形の東北5県の高校生徒を対象とした「東北ブロック海外教育推進高校生徒研修会」は、10月6～8日の3日間、福島県猪苗代町、国立磐梯青年の家で、福島県海外教育推進高校連絡協議会、海外移住事業団福島県事務所の共催で行なわれた。

第1日（6日）は、12時半集合、主催者のあいさつ、オリエンテーション、夜は映画（フロンティア・ブラジル）見学、海外婦人ホーム小南みよ子氏の講話。

第2日（7日）は、午前8時から「日本の立場と経済協力」と題する外務省技術協力課長、伴正一氏の講話、ならびに「フロンティアへの道」のテーマで海外移住事業団調査室長、押本直正氏の講話、午後はリクリエーションとしてフォークダンス、球技大会、さらに夜はつぎの4分科会に分れて9時まで熱心な研究討議が行なわれた。

第1分科会南北問題について、伴正一講師、第2分科会海外移住について、押本直正講師、第3分科会現地日系人について、ブラジル留学生、猪狩嬢、第4分科会、日本の農業と自由化、派米実習帰国者、宗形隆氏。

第3日（8日）は、本大会に出席しての所感、各母校のクラブ活動の現状、討論などが行なわれ、正午閉会解散した。参加校はつぎのとおり、（ ）内は参加人員。

<青森県>七戸高(2)、青森工業高(1)、名久井農高(2)、五所川原工高(2)、五所川原農高(2)、五所川原学園家政高(2)

<秋田県>西目農高(1)、末内沢高(1)、鷹巣農高(2)、大農曲高(1)

<新潟県>加茂農高(2)、長岡農高(1)、加茂暁星高(3)、古川高(1)、新発田農高(3)、佐渡農高(2)、柏崎農高(2)

<福島県>船引高(1)、白河農工高(2)、岩瀬農高(13)、耶麻農高(3)、小高農技(4)、磐城農高(4)、福島農産高(15)、聖光学院工高(3)

<山形県>上山農高(3)

引率教師他16名をふくめ合計、26校94名。

(d) 懸賞作文の募集と褒賞

海外移住に関する作文を広く一般から募集したのは、1956年(昭和31年)、1962年(昭和37年)に各1回、いずれも海協連時代のことである。

当事業団設立後の第1回目は、1963年(昭和38年)12月に募集し、翌年2月10日に締切られ、3月初めに入選者が発表された。その後毎年8月下旬ないし9月に行なわれた「海外移住推進週間」の一行事として募集された。(この“週間”は、昭和40年以降は“旬間”となり、6月18日を“海外移住の日”と定められた昭和41年以降は、この海外移住の日をはさんだ旬間行事となった)

海協連時代は、一般社会人および大学生も応募していたが、当事業団になってからは、学校における海外教育振興の意味で応募者の資格を高校生および中学生の2種に限り、それぞれにテーマを与えて募集した。褒賞としては、賞状授与と移住船の同乗(神戸—横浜)であったが、1972年(昭和47年)は日本航空の協力によって4名をサンフランシスコ旅行に招待した。

37年以降のテーマおよび入選者はつぎのとおりである。

懸賞作文のテーマと入選者

	テ ー マ	入 賞 者			
		学 校 名	学 年	氏 名	
37	私(僕)の南米観	中学の部	熊本大学付属中学 岡山市立旭中学 " 山口県宇部常盤中学 愛知県碧南市立南中学	2年 1年 " 3年 "	阿部 直子 宗高 裕子 垣内 幸雄 渡辺 正義 岡田 寛
		高校の部	静岡県磐田農業高校 群馬県前橋女子高校 山口県防府商業高校 東京都立向丘高校 鹿児島市准看護婦学校	2年 3年 " 1年 2年	山本 泰輔 江原 敏恵 田村 泰治 窪田 玲子 山口代智子
	わが国の海外移住はどうあるべきか	大学の部	早大第一政治経済学部 神奈川大学工学部 拓殖大学商学部 海外移住研修所 京都大学農学部	3年 3年 3年	竹内 宏二 田口 貢 井川 実 鷹取 功 奥田 光彦
38	海外移住と私(僕)の夢	中学の部	島根県仁多郡仁多町三沢中学 福井県今立郡池田村池田第一中学 神戸市本山本山中 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜中学 福岡県八女郡黒木町黒木中学	3年 3年 2年 2年 3年	田部 松子 松本 愛子 平井 修治 宮崎 清博 西林目子

38	海外に眼を向けよう	高校の部	新潟県長岡商業高校 埼玉県不動岡高校 岩手県盛岡農業高校 富山県立小杉高校 宮城県気仙沼高校	3年 3年 2年 2年 2年	平沢 幹雄 塩田 泰 藤村 忠 関原夕美子 鈴木 輝文
39	海外で活躍する日本人	中学の部	青森県八戸市第一中学 石川県金沢市泉中学 山形県酒田市飛鳥中学 福岡県八女郡笹原中学 栃木県宇都宮市城山中学	3年 3年 2年 2年 3年	中川由美子 松島 敦世 佐藤 成子 小松しづ子 竹岸 実
	民族の発展と海外移住	高校の部	山形県荒砥高校 栃木県真岡農業高校 新潟県長岡高校 群馬県渋川工業高校 東京都小金井市東町4~23	3年 2年 3年 2年	佐藤 光直 柳田 順子 小笠原幸哉 佐藤 文夫 佐々木輝夫
40	世界の中に生きる日本人	中学の部	鹿児島県甲南中学 北海道梁山中学 山口県室積中学 高知県香長中学 熊本県潤水中学	2年 1年 3年 3年 3年	橋本 真理 田中 涼子 田口谷 久 北 紀男 内山 美子 ^蔵
	国際協力と海外移住	高校の部	徳島県徳島農業高校 神奈川県鶴見工業高校 静岡県常葉高校 山梨県山梨農林高校 愛媛県伊予農業高校	3年 3年 1年 3年 3年	山本 敏寿 中本 晋己 石山三知代 桜田 光 久保喜代隆
41	海外へ伸びよう	中学の部	佐賀県能古見中学 鳥取県倉吉西中学 青森県逢田中学 熊本大教育学部付属中学 山形県谷地中学	2年 1年 1年 3年 3年	東島由美子 岩崎 正秀 中村 明美 平田 好文 奥山とも子
	フロンティアにいどもう	高校の部	静岡県田方農業高校 山梨県都留高校 神奈川県大磯高校 徳島県阿南工業高校 新潟県高田農業高校	2年 3年 3年 2年 3年	鈴木 宗雄 上条 弘子 鈴木 久一 竹本ミツ子 松井 従道
42	私の地球儀	中学の部	秋田県秋田東中学 山形県山形市立山寺中学 新潟県長岡市立南中学 徳島県羽浦中学 鹿児島県甲南中学	2年 2年 2年 1年 1年	加藤 圭作 後藤 忠 下田 聡 吉野由美子 上床 直理
	世界の中の日本人	高校の部	栃木県栃木農業高校 富山県福野高校 大阪府立園芸高校 熊本県芦北農業高校	3年 3年 2年 2年	黒田 茂 竹田 進 佐々木映子 榎本 裕信

			香川県木田高校	3年	長井美智子
43	移住100年を迎えて	中学の部	北海道双葉中学	3年	松野真知子
			栃木県藤岡第三中学	3年	石塚 一枝
			愛知県犬山中学	3年	西岡 英明
			香川県塩江中学	2年	岩部 芳樹
			熊本県江南中学	3年	松永 健一
		高校の部	秋田県大館桂高校	3年	浅利美代子
			群馬県勢多農林高校	3年	井上 正美
			福井県若狭農林高校	3年	増井恵美子
			鳥根県松江農林高校	2年	藤原 和子
			沖縄中部農林高校	2年	鳥袋 正信
44	海外で活躍する日本人	中学の部	青森県八戸市立第一中学	3年	畑山寿美子
			滋賀県長浜市立北中学	2年	伏木 雅人
			奈良県大和高田市高田中学	2年	小走 安則
			大阪府大阪市立三稜中学	2年	林 桂子
			愛媛県今治市立日吉中学	3年	阿部 幸子
	私の将来と海外移住	高校の部	福島県福島高校	1年	川島 聡一
			神奈川県横浜第一商業高校	2年	小川 和己
			岡山県倉敷中央高校	1年	松清 洋子
			大分県国東高校	3年	難波 幸江
15	世界にのびる私の夢	中学の部	大阪府立中野中学	3年	小泉 正明
			岩手県川井村立川井中学	2年	花館 宏施
			茨城県下妻市立東部中学	3年	赤坂まゆみ
			長野県高遠町立高遠中学	2年	保科 叔子
			山口県鹿野町立鹿野中学	1年	寺尾 明人
	若人の海外発展への道	高校の部	福岡県福岡市立福岡女子高校	1年	栗田山貴子
			神奈川県横浜第一商業高校	2年	田久保英俊
			岐阜県立岐阜北高校	2年	大熊 俊男
			鳥根県立川本高校(羽須美分校)	3年	三上 薫
			広島大学教育学部付砥高校	1年	小島 光
46	私の知っているブラジル	中学の部	山形県小国中学	1年	佐藤 誠
			茨城県上小川中学	3年	椎名秀一郎
			滋賀県多賀中学	2年	辰己 裕之
			大阪府北稜中学	3年	金水 敏
			山口県東部中学	3年	川田 明広
	国際社会に生きる若人	高校の部	青森県弘前工業高校	3年	神 聡
			山形県鶴岡商業高校	2年	石川 敏子
			茨城県緑岡高校	2年	田辺 瑞胡
			埼玉県杉戸農業高校	3年	小林登美子
			長崎県大村園芸高校	2年	東 幸江
47	私が住んでみたい国	中学の部	沖縄県知念中学	3年	仲里 典枝
			東京都新宿区淀橋第二中学	1年	山口 一郎
			青森県八戸市立長者中学	3年	根城 寿
			宮城県田尻町立中学	3年	三神あけみ

47		中学の部	福島県いわき市立江名中学 群馬県太田市太田西中学 山口県下関市立長府中学	3年 1年 2年	酒井 憲司 内田 紀子 山本佐登美
	国際化時代と日本人の役割	高校の部	秋田県立石岡第一高校 岡山県立倉敷中央高校 茨城県立石岡第一高校 神奈川県横浜第一商業高校 東京都立赤城台高校 石川県立津幡高校 福岡県福岡市立福岡女子高校	3年 2年 2年 2年 3年 3年 3年	中村 章 梶村世代子 森田 伸 小倉 明 松木 順子 高橋喜代子 栗田由貴子

(海外移住の標語)

当事業団では、移住旬間のPR行事として海外移住に関する標語を募集してきたが、その代表的なものは、つぎのとおりである。()内は、応募者氏名、住所、応募年度。

海越えて築け第二のふるさとを (鈴木義夫 和歌山県新宮市 34)

俺が村 分家は広い南米で (矢島庸人 大阪府豊中市 34)

海外へ伸ばせ暮らしの設計図 (伊雅彦 名古屋市千種区 35)

親の夢子の夢伸ばす海外移住 (富山勝行 大阪市西成区 35)

移住してひろがる希望わく笑顔 (瀬戸玲二郎 愛知県豊橋市 36)

移住こそわが幸子の幸孫の幸 (横山正徳 奈良県三郷村 36)

海外で技術を生かす新時代 (芥啓介 兵庫県下里村 36)

移住して世界にかけよう虹の橋 (赤坂隆夫 岩手県三陸村 39)

海外移住あすの日本の灯がともる (神富美子 長崎県島原市 39)

移住して世界に伸そうこの技術 (樋貝史江 愛知県 41)

海外が待つその若さその技術 (北浜釣治 北海道 41)

若者が世界にはばたく70年 (中島長市郎 長野県佐久市 45)

緑なす大地にきざこう君の明日 (中島春洋 東京都新宿区 45)